

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 8 | 報告第 5号 | 平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 9 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第10 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第11 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第12 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第13 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第14 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第15 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第16 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第17 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第18 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第19 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第20 | 議案第 4号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第 5号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第23 | 議案第 7号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第24 | 議案第 8号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第25 | 議案第 9号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第26 | 議案第10号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第27 | 議案第11号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第28 | 議案第12号 | 財産の取得について |
| 日程第29 | 議案第13号 | 財産の取得について |
| 日程第30 | 議案第14号 | 財産の取得について |
| 日程第31 | 議案第15号 | 財産の取得について |
| 日程第32 | 議案第16号 | 財産の取得について |

- 日程第 3 3 議案第 1 7 号 財産の取得について
- 日程第 3 4 議案第 3 号 遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議会改革活性化特別委員会調査中間報告
- 日程第 4 0 一般質問
- 日程第 4 1 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 2 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 3 議案第 2 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 4 議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 5 議案第 2 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 6 議案第 2 7 号 財産の処分について
- 日程第 4 7 意見案第 1 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める
意見書
- 日程第 4 8 意見案第 2 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第 4 9 意見案第 3 号 平成 2 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 5 0 意見案第 4 号 平成 2 8 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 5 1 意見案第 5 号 北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直
しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求め
る意見書
- 日程第 5 2 意見案第 6 号 J A 北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関
する意見書
-

平成 27 年第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 6 月 10 日（水）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 26 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 9 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 10 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 11 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 12 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 13 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 14 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 15 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 16 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 17 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 18 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 19 | 議案第 2 号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第 20 | 議案第 4 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 21 | 議案第 5 号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 22 | 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 23 | 議案第 7 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 24 | 議案第 8 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 25 | 議案第 9 号 | 工事請負契約の締結について |

《平成 27 年 6 月 10 日》

- 日程第26 議案第10号 工事請負契約の締結について
 日程第27 議案第11号 工事請負契約の締結について
 日程第28 議案第12号 財産の取得について
 日程第29 議案第13号 財産の取得について
 日程第30 議案第14号 財産の取得について
 日程第31 議案第15号 財産の取得について
 日程第32 議案第16号 財産の取得について
 日程第33 議案第17号 財産の取得について
 日程第34 議案第 3号 遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定について
 日程第35 議案第18号 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）
 日程第36 議案第19号 平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第37 議案第20号 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第38 議案第21号 平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第39 議会改革活性化特別委員会調査中間報告
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 会長	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君

《平成27年6月10日》

經濟部技監	中川原 英 明 君	總務課長	舟 木 淳 次 君
情報管財課長	中 村 哲 男 君	企画課長	佐 藤 祐 治 君
企画課参事	斉 藤 隆 雄 君	財政課長	大 堀 聡 君
保健福祉課長	小 谷 英 充 君	住民生活課長	小野寺 正 彦 君
稅務課長	会 津 靖 朗 君	子育て支援課長	菊 地 隆 君
農政林務課長	澤 口 浩 幸 君	農政林務課参事	笹 原 英 視 君
商工觀光課長	伊 藤 雅 彦 君	建設課長	内 野 清 一 君
建設課参事	金 沢 一 彦 君	水道課長	久 保 英 之 君
生田原総合支所長	平 間 敏 春 君	丸瀬布総合支所長	只 野 博 之 君
白滝総合支所長	荒 井 正 教 君	生田原総合支所産業課長	大 辻 祐 一 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	寒河江 陽 一 君
教育部總務課長	大 貫 雅 英 君	教育部社会教育課参事	門 脇 和 仁 君
学校給食センター所長	古 賀 伸 次 君	監査委員事務局長	伯 谷 和 昭 君
選挙管理委員会事務局長	伯 谷 和 昭 君	農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	安 江 陽一郎 君	事務局主幹	渡 邊 亮 司 君
庶務・議事担当係長	小 玉 美紀子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成27年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成26年度及び平成27年度例月出納検査の結果、平成26年度水道料金の不納欠損の報告、平成26年度教育委員会点検・評価報告、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承をお願いいたします。

次に、本定例会の日程は、第40までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩澤議員、高橋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、平成27年第2回遠軽町議会（定例会）の会期につきましては、6月5日、午後2時より、議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月12日までの3日間と決定しました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月11日午後5時までに、事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月12日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの3日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成27年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成27年第1回遠軽町議会定例会以降における、行政について御報告いたします。

3月31日に、北海道家庭学校礼拝堂が北海道指定有形文化財として指定されました。大正8年に建設され、家庭学校のシンボリック的存在でもある礼拝堂は、大正期の教会堂として稀少な建築物であり、優れた建築意匠と歴史的価値が高く評価され指定を受けたものです。今後も、所有者である社会福祉法人北海道家庭学校との連携を密にし、貴重な地域の宝としての保存と活用をしっかりと図ってまいります。

次に、昨年9月に譲渡しました旧遠軽町白滝水力発電所についてであります。4月16日に白滝水力発電所更新工事の安全祈願祭が白滝神社において挙行されたところであり、早期の発電再開を期待するところであります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。この給付金は、消費税率が引き上げられたことに伴う低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として昨年度に引き続き支給されるものです。支給対象予定者については、臨時福祉給付金4,500人、子育て世帯臨時特例給付金2,700人を見込んでおるところであり、給付金の支給時期については、10月からの開始を予定しております。

《平成27年6月10日》

なお、支給対象予定者には、個別通知を行うほか、町広報紙及びホームページ並びに自治会への回覧等を通じて制度の周知を図ってまいります。

次に、地域住民生活支援等緊急支援のための国、道の交付金などを活用したプレミアム付リフォーム建設券発行事業における執行状況についてであります。本事業につきましては、遠軽商工会議所を事業主体として、4月20日から5月15日まで購入受付を行い、当初に計画しておりました2億4,000万円の発行額を大幅に上回る3億4,746万円の申込みがあったところであります。その結果、本事業実施に伴う建設工事の総額は4億6,688万円となり、うちプレミアム額5,791万円に対する経済効果は約8倍が見込まれ、地域経済の活性化が期待されるところであります。

次に、本町における外国人誘客事業の動向についてであります。昨年度、道の交流参加型国際観光地づくりモデル事業を通じて外国人向けの体験型プログラムの造成を行った中で、海外旅行会社に対する体験メニューの視察受入れ、更にはシンガポールにおける現地プロモーションを実施したところであります。その結果、本年度において、本町を含むひがし北海道の周遊を目的としたドライブツアーの催行が決定したところであり、今後の着地型観光の集客に期待をしております。

次に、5月17日には遠軽町合併10周年記念陸上自衛隊北部方面音楽隊コンサートツアー2015を開催し、町内外から約350名の来場があり、道内トップクラスの演奏を堪能したところであります。

次に、5月25日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の役員会及び定期総会が本町において初めて開催されました。会議においては、平成25年末に新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定されましたが、平成28年度中に現中期防衛力整備計画の見直しが予定されていることから、引き続き力を結集し、北海道における自衛隊の体制維持、強化を求める活動を積極的に行っていくことを確認したところであります。自衛隊の体制強化を図る活動は、地域の活力を維持するための重要な課題でありますことから、引き続き陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会と連携して活動してまいります。

次に、地域医療体制の堅持並びに医師確保に関する要請活動についてであります。新臨床研修医制度をきっかけとした地方における医師不足による医療崩壊が深刻化しています。遠紋地区においても同様であり、遠軽厚生病院におきましては、平成26年4月に整形外科医師1名と泌尿器科医師1名の減員が行われたため、これまで医師の確保に向けた要請を関係機関に行ってきたところですが、更に産婦人科医師2名の減員が予定されているとの情報が本年4月中旬にもたらされました。このことは、遠紋二次医療圏の地域医療センターという広域での重要な役割を脅かす要因となっており、地域医療の崩壊が懸念されるところであります。このため、遠紋地区の市町村が協力し、5月20日に旭川医科大学、27日に北海道厚生連、28日には北海道に対し、住民が安心して暮らせる地域医療体制の堅持について要請を行ってまいりました。今後も関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行ってまいります。

《平成27年6月10日》

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までについては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第4号平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成26年度遠軽町一般会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第5号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越については、平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、地方交付税等の確定に伴い、平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金等の確定に伴い、平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第5号専決処分の承認を求めることについては、特定入所者介護サービス等費の増加に伴い、平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第6号から承認第8号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第9号専決処分の承認を求めることについては、生田原コミュニティセンター温泉用ポンプの故障に伴い、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によ

《平成27年6月10日》

り、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定については、町民憲章並びに町の花及び町の木等に関する調査及び検討を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町手数料条例の一部改正については、建築基準法の一部を改正する法律の施行及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、住宅性能評価を活用した長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、介護職員初任者研修費助成事業の実施に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号から議案第11号までの工事請負契約の締結については、平成27年度丸瀬布学校給食センター建設工事（建築主体）（機械設備）（電気設備）、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事（建築主体）、平成27年度南中学校耐震改修工事及び平成27年度（仮称）スポーツ広場整備工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号から議案第17号までの財産の取得については、丸瀬布学校給食センター及び生田原学校給食センター備品の購入並びに除雪トラック（10トン専用車）の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の主なものについて、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金及び町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立て及び事業に充当をします。

歳出については、福祉センター建て替えに伴う岩見通南1丁目補償費算定に係る経費、地域おこし協力隊事業の実施に係る経費、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る経費、商工業振興補助金、遠軽高等学校教育振興補助金等を計上したところです。

議案第19号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護保険システム改修に係る経費を計上したところです。

議案第20号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、生田原浄水場及び安国浄水場建設工事の追加に係る経費を計上したところです。

議案第21号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結及び財産の処分について追加提案を予定しておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたします

《平成27年6月10日》

ので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成26年度の事業報告書、別紙2が平成27年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第24期（平成26年度）事業報告から御説明いたします。

事業期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況につきましては、要約して御報告いたします。

当期における国内経済は、アベノミクス効果により緩やかな改善傾向にありますが、昨年4月の消費税引き上げ以降、個人消費の回復停滞及び円安により景気回復の動きが都市部や大きな企業にとどまり、中小企業にはアベノミクスの循環が及んでいない状況にあります。また、道内観光も主要観光地は外国人観光客により前年を上回りましたが、個人消費は低迷し、厳しい状況が続いております。このような状況にあつて、当振興公社も厳しい運営となりました。

ノースキング入浴利用者については、ペアの日、各種セット券など着実に浸透し、ポイントカード、年間パスポートなどによりリピーターの確保に努めました。また、ラジウム岩盤浴についても、ポイントカード、お得キャンペーンの実施、リピーターの確保に努め、インターネット旅行サイトでパッケージプランを提供し、地域内外からのお客様に御利用いただきました。年間の利用実績は5万3,732人となり、前期と比較しまして1,005人の増加となりました。

次に、ノースキング宿泊利用者についてであります。

インターネット予約サービスを行うことにより、空室状況の確認、宿泊予約ができるほか、ホームページの「今日の生田原」というコーナーで、毎日、生田原の風景などの写真を掲載し、ホテルだけでなく、地域のPRも図っています。さらには、インターネット旅行サイトでいろいろなパッケージプランを提供し、利用しやすいように配慮しております。年間宿泊者数は9,367人となり、前期と比較しまして189人の増加となっております。

なお、繁忙期の満室の際には、お客様の理解を得て、研修室などにも宿泊を受け入れるなど、集客活動に努めております。

《平成27年6月10日》

2ページをお開き願います。

レストラン利用者についてであります。利用するお客様の要求にお応えしながら、メニューの変更、宿泊とのパッケージプランを立て、利用するお客様から大変好評をいただいております。年間の利用実績は、朝食、ホール、宴会を含めまして3万6,808人となり、前期と比較しまして2,732人の増加となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、お客様の満足度向上、来館者確保のため、イベントや企画展を多数開催するとともに、旅行者への営業、販売促進に努めました。今期は、増税などで旅行や出費を控える傾向が大型連休に見られ、年間の利用実績は1万8,991人となり、前期と比較して2,515人の減少となりました。

売店売り上げ等につきましては、売れ筋商品を研究し、地域の商品を仕入れ、売店のレイアウトやポップを変えるなど工夫し、販売促進に努めました。さらには、館内の販売だけでなく、えんがる町観光協会や民間業者へ積極的な営業を行い、ソフトクリーム、木の砂場など、販売に努力いたしました。しかし、個人消費の低迷が続き、またちゃちゃワールドの入館者が減ったことが影響し、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせまして2,110万円となり、前年と比べ366万円の減少となりました。

一般管理費につきましては、日ごろより経費節減に努めてきましたが、増税などの影響で経費が拡大し、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドを含め1億6,544万円となり、前期と比較して907万円の増加となりました。

総体の売り上げといたしましては、1億9,310万円（前期1億8,116万円）と、経常利益はマイナス1,289万円（前期マイナス1,831万円）と、増収減益となっております。

以下、3ページ、年間集客数、役員会等、2、会社の概要、4ページ、役員名簿、従業員の状況、5ページ、株主名簿、6ページ、ノースキング及びちゃちゃワールドの利用実績につきましては、御参照願います。

次に、7ページ、貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産については、現金及び預金から未収金まで合わせて3,953万7,314円、固定資産は有形固定資産の建物で11万2,892円、無形固定資産はソフトウェア及び電話加入権で63万1,327円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は4,029万1,533円であります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせて1,947万3,387円で、固定負債は長期借入金1,520万円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス2,608万1,854円で、純資産合計は561万8,146円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額の4,029万1,533円であります。

《平成27年6月10日》

8ページをお開き願います。

損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売り上げで1億9,310万283円、売上原価は、期首棚卸高に仕入れを加え、期末棚卸高を差し引いた4,071万2,360円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億5,238万7,923円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から9ページの雑費まで、合わせて1億6,544万3,694円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失は1,305万5,771円であります。営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで、合わせて63万4,858円で、営業外費用は、支払利息の46万5,426円でありますので、営業損失から営業外収益を減じ営業外費用を加えますと、経常損失は1,288万6,339円であります。

経常損失1,288万6,339円に特別利益の受取補助金4,150万円を加え、法人税等充当額20万6,000円を差し引きますと、当期純利益は2,840万7,661円であります。

10ページをお開き願います。

このページは、損益計算書売上明細であります。お目通しをお願いいたします。

11ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス5,448万9,515円、当期純損益金が2,840万7,661円でありますので、当期末残高はマイナス2,608万1,854円となります。

以上により、株主資本合計は561万8,146円となり、純資産合計も同額であります。

12ページをお開き願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2の第25期（平成27年度）事業計画について御説明いたします。

事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間、指定管理者の指定を受けておりますので、協定書に基づき施設の管理、運営を行い、宿泊、入浴者等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃ作りの指導や物品の販売促進に努めてまいります。また、観光協会等の団体と協力し、町民との交流を図るほか、民間企業との連携により地場産品の販売促進に努めてまいります。

《平成27年6月10日》

以下、事業方針については記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをお開き願います。

平成27年度株式会社生田原振興公社収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億432万3,000円を見込んでおります。営業外収益は住宅家賃収入と雑収入で63万7,000円を見込み、特別利益は受取補助金1,090万円を加え、収入合計は2億1,586万円の計画となっております。

次に、支出についてであります。仕入は4,090万円、販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで7,251万円、維持物件費は、水道光熱費から減価償却費まで7,907万円、諸費は交際費から雑費まで1,378万円を見込み、合わせて1億6,536万円であります。利益960万円を見込み、支出合計を2億1,586万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第1号の質疑を行います。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 済みません、ちょっと私もわからない部分もあるのでお聞きしたいのですが、報告書の9ページの損益計算書です。それで、たまたま去年の報告との比較をして見たのですけれども、租税公課、これが841万4,500円ですか。それで、去年のを見ると283万5,000円、26年度の計画では282万円の計画が出ているのです。それで560万円ぐらい増加しているのですけれども、ここら辺のところについて、去年の9月補正の中で補助金も出しているのですが、そこら辺との兼ね合いとかもあったりするかどうか、ちょっと説明をいただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

租税公課につきましては、平成26年度に振興公社に交付いたしました補助金に対して消費税が307万円ほど課税されておりますことから、増えたものであります。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 307万円ですね。去年9月の業務委託実績調書、ずっと19年度から25年度まで足させてもらったら大体それぐらいになるのですね、それが307万円。この差額、先ほど560万円、さらにまた250万円ぐらい増えているのですけれども、そこら辺のところをお聞かせいただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

消費税が5%から去年の4月に8%に上がっておりますのと、多少の収益が伸びたとい

うところであります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 何点かお伺いたします。

私、多分去年も聞いたかと思うのですが、8ページの損益計算書の一般管理費の委託料の2,600万円なのでは、このぐらいの規模の宿泊施設を考えたときに、2,630万円という数字はどうしてもちょっと高いのではないかなという印象を、私なんか持つのですよ。泊まった人数が、例えば9,300人ですから、例えばベッドメイクなんかにしても、ベッドメイカー一つ200円としても187万円程度、あとルーム清掃、館内の清掃、浴槽の清掃を含めても、2,600万円という数字はやはり高いのではないかという印象を私は持っています。そこで、2,600万円の内訳をお知らせいただきたいと思います。

次に、7ページの貸借対照表なのですが、無形固定資産の電話加入権の7万6,000円も計上されていますけれども、今これ資産価値全くない、ゼロだと思うのですけれども、あえてここにこうやって7万6,000円を載せる必要があるのかなのか、載せなければならないのであれば、その辺のところもお聞かせ願いたい。

次に、同じく固定負債の長期借入金の1,500万円。これについては、今後いつ終了するのかという部分をお聞かせ願いたい。

次に、収支計画書の3ページ。計画書の中の売上目標の数字は、それぞれ入浴の目標が前年度実績の103%と、宿泊が105%と。おおむね103%とか105%という目標を立てられているのですけれども、104%とか102%ではない理由というのかな、何で103%とか105%というふうに全部一律でやれるのかどうか。それぞれ事情によって違ってくるのではないかと思うのですけれども、単純に全部おおむね105%か、103%でやっているその理由をお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、昨年設置しましたランドリーの収入実績、どのぐらいあったのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） それでは、まず委託料のほうからお答えさせていただきます。

委託料につきましては清掃業務が主でありますけれども、エレベーター自動ドアのホームページの保守管理、電気の保守、それから温水器浄化槽の保守及び清掃業務であります。清掃業務の中には、日常の清掃、それからボイラーの管理、特殊清掃、ベッドメイクが含まれております。特殊清掃について主なものでありますけれども、床の洗淨及びワックスがけ、それから排水管の清掃、ジュータンクリーニング、ガラスサッシ等の清掃、それから温水飲料水の水質検査代行、それから浴室の消毒が含まれております。ということ

であります。

次に電話加入権の関係でありますけれども、これについて今手元に資料がありませんけれども、消却の部分について単年の収支がまだマイナスでありますことから、そういったところで落とせないものと聞いております。

あと、長期借り入れでありますけれども、一つは町の制度資金で、もう一つが指定金融機関からの借り入れであります。借り入れが平成25年7月25日、そして返済期間につきましては平成33年7月25日となっております。そういうことであります。

あと、ランドリーの使用料につきましては、3月議会議決後、利用者のほうから強い要望がありまして、条例上は4月1日からの交付でありますけれども、3月議会議決後に試験的に使わせるということで2週間ほど使わせております。その間で2,000円の売り上げとなっております。

あと、27年度収支計画の部分でありますけれども、社員、役員のモチベーションを上げるために多少100%を超えるような数字を設定しております、目標の数字であります。4月、5月の売り上げ実績も昨年より伸びていることから、103%、105%の設定としておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○15番（高橋義詔君） やはり委託料が、私は非常に気になるところです。

日常の清掃ですとか、そういったところもいいのですが、全ての場所が毎日フルに使われているともいえないと思うので、使用頻度の低い場所については、2日に1回とか、3日に1回とか。どういう契約をされているかちょっとわかりませんが、多少清掃する頻度を落としていくですとか、ベッドメイク、ルームサービスの単価等についても、ほかの業者とも見積もり合わせをするだとか、そういった努力をして下げていく必要があるのではないかと思います。一般管理に含めるうちの2,600万円というのは、私は高いと思うのですが、担当サイドとしてはどのように思いますか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今の清掃の部分でありますけれども、公社との協定書の中で管理業務について規定しております。その中で、公社のほう清掃業者のほうに委託するという形になっておりますけれども、今御質問の中にもありましたけれども、ロビー、ホール、玄関、休憩室などは随時やっておりますし、あとガラスサッシ等は年2回ですとか、浴室について特殊清掃、殺菌、滅菌ですけれども、その部分は年2回行われております。そういったところでこれだけの業務をやられているというところでいけば、市価より多少安いのかなというふうには踏まえておりますけれども、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 担当では安いとっていらっしゃるということですね、今の答弁からいくとね。わかりました。

ここで細かいところはやりませんが、今度ちょっと細かいところも直接伺いたいと思いますし、エレベーター等につきましても、メンテも、フルメンテだとか、メンテナンスの種類もあろうかと思うのですよ。その辺も含めて全体的に広く浅く、少し例えば10%、20%下げただけで大きく数字変わっていくと思うのですね、この一般管理費の中では。この辺についてはまた、今度改めて教えてほしいなというふうに思いますので、ほかの部分についてはわかりました。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの委託料につきましては、詳細について御質問いただければ、平常時でも御回答できるように準備させていただきたいと思えます。また、公社のほうには経費の圧縮について、また求めていきたいと思えますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 昨年度は、町の補助を受けて利益剰余金が出ております。27年度の収支計画書を見ますと、本年度も1,000万円強の町からの補助があって収支とんとんという形になっておりますけれども、それ以降のことを考えますと、現状、純資産が500万円ということで、1年間の経常損失を見ると1,000万円以上の経常損失が出ているわけですね。町の補助が来年度以降ないということを考えると、即債務超過に陥るのではないかという危惧を持っております。1,000万円強の経常損失をカバーするというのは非常に厳しいのかなと。ただ、地域にとっては、今の時点ではこの施設は非常に貴重な施設だと、私は皆さんからそういう意見もいただいておりますけれども、今後、経常損失の解消に向けてどういうふうに取り組んでいかれるのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御心配いただきありがとうございます。振興公社の件については、今おっしゃれていましたとおり地域の交流施設であり、観光施設の中核を担っていただいております。また同時に、町民の保養的施設であるというふうに感じておりますし、地域にとって必要な施設であると認識しております。

ここ数年、サウナの休業、レストランの直営化、消費税の増税など、経営に対して厳しい状況が続いておまして、経営努力はしていただいておりますけれども、今後、今まで以上に創意工夫した上で、また町と公社の中で協議を重ねながら、さらなる努力をしていただいで27年の目標値をクリアしていけるよう、その次も単年収支が黒字に向けて努力していただけるように協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 最大限の努力をしていただきたいと思えますけれども、振興公社

は第3セクターでして、遠軽町が筆頭株主になっております。そういう部分で、佐々木町長は、経営上のアドバイスですとか、そういう部分とかというのは、常日ごろ公社と連絡を密にとってアドバイスをしたりとか、そういうようなことは現状なさっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 公社のほうとの連絡協議という部分であると思いますけれども、これにつきましては、常に常勤の役員と事細かに打ち合わせをさせていただいております。それで、上部にもその旨報告をさせていただいているところであります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ノースキングについては、遠軽町にとっても、特に生田原地域においては重要な地域振興における施設だというふうに担当のほうも答弁しておりますし、まさしくこの施設の設立目的はそういうことであろうというふうに認識しておるところでございます。町としても経営のほうは、これは当然公社の中で細部にわたっているのは、当然やっていただくということでございます。

町としては、少しでもこういう施設に利用者呼び込めるようないろいろ合宿等も含めて、公社と連携をとりながらやっておりますし、また、いろいろ販路の拡大等もやっております。

まずは、ここにいる皆様方も含めて、町民の方がまず地元のこういう施設を少しでも利用していただけるということがやはり経営の安定につながっているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それでは、あと1点だけお聞きしたいのですけれども、行政改革の中で合併当初、第3セクターを解消する方向に進んでまいりました。遠軽農業振興公社に関しましても、本年度中に移行というような確認というか、そういう方向性が示されております。生田原振興公社に関しましては、なかなか現状の経営状況を見ると100%民間に移行するのは難しいのかなというふうにも捉えております。

私自身は、必ずしも3セクが悪いとは言いません。本当に地域に必要な施設で、民間ができないから、あえて官でやるという手法もあるとは思いますが、一応行革のほうでそういう方針も出されていることから、今現在、町としては生田原振興公社に関して、今後100%民間移行、3セクの解消というようなことについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 稲場議員の御質問なのですけれども、今、町長からありましたように、地域にとって大事な施設でもございますし、先ほど言われたような形で、民間

でできるものは民間ということもございますけれども、それにつきましては状況を判断しながら進めていきたいと思っておりますし、今までもできるものにつきましては徐々に解消していくような形もっておりますので、それにつきましては、今後の状況を見ながら判断をして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成26年度の事業報告書、別紙2が平成27年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第25期（平成26年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

事業の概要について、要約して御報告いたします。

今期は、雪解けは早かったものの寒暖差が大きく心配されましたが、天候の回復により比較的順調な生育でありました。主力のカボチャについては、おおむね平年作となり、計画に対し4.7%上回る製品を確保することができ、総取扱加工実績数量も104.3%の量を確保でき、経常利益227万円と増益になり、わずかではあります但し債務の解消が図られました。

以上が、今期における事業の概要です。

次に、2ページ、庶務の概要、3ページ、株主名簿及び役員名簿につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

4ページをお開き願います。

原料・加工実績であります但し、ハウレンソウからカボチャまで、受託加工を合わせた合計が、原料受入で131万8,000キログラムの計画に対しまして144万9,989キログラム、加工数量は87万4,300キログラムの計画に対しまして97万8,651キログラムとなっており、両方とも計画を上回る実績となりました。

5ページをご覧願います。

《平成27年6月10日》

貸借対照表でありまして、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から貸倒引当金まで合わせて1億1,528万9,789円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産合わせて3,523万4,032円で、資産の部合計は1億5,052万3,821円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は、買掛金から未払給与まで合わせて1億4,034万7,567円。固定負債が、長期リース債務38万9,025円で、負債の部合計は1億4,073万6,592円であります。

次に、純資産の部であります。資本金が5,000万円、利益剰余金が繰越利益剰余金のマイナス4,021万2,771円であり、株主資本が純資産の部合計と同額の978万7,229円あります。

これによりまして、負債、純資産の部合計は、資産の部合計と同額の1億5,052万3,821円あります。

6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明いたします。

売上高は、売上高から売上値引戻り高まで1億9,356万8,401円、売上原価は、期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億6,550万2,981円となり、売上総利益は2,806万5,420円となります。販売費及び一般管理費が2,319万1,647円ですので、差し引き487万773円が当期の営業利益であります。営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで43万8,285円、営業外費用は支払利息割引料304万4,796円ありますので、差し引き226万7,262円が経常利益であります。

この経常利益と特別利益、固定資産売却益と受入補助金の合計274万1,018円を合わせた額から、特別損失の固定資産圧縮記帳損272万2,500円を差し引きますと、税引前当期純利益は228万5,780円となり、法人税及び住民税73万3,138円を差し引いた額155万2,642円が当期純利益となります。

次に、7ページ、製造原価報告書、8ページ、販売費及び一般管理費明細書であります。説明は省略させていただきますので、お目通しをお願いいたします。

9ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高がマイナス4,176万5,413円で、当期変動額、当期純利益が155万2,642円ですので、当期末残高はマイナス4,021万2,771円あります。利益剰余金合計も同様であります。

以上のことから、株主資本の合計は、当期首残高823万4,587円に、当期変動額155万2,642円を加えて、当期末残高は978万7,229円となります。純資産合計も同額であります。

10ページは監査報告書でありますので、お目通し願います。

続きまして、別紙2、第26期（平成27年度）事業計画書について御説明いたしま

《平成27年6月10日》

す。

事業の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの計画となっております。

1ページをお開き願います。

事業方針について、要約して御説明いたします。

国の経済は、地方への好循環拡大に向けた対策も行われているところではありますが、加工業者としては依然として厳しい状況にあり、加えてTPP交渉も難航しており、今後の展開がわからない状況にあります。

平成27年度につきましては、主原料のカボチャは地場産を主体として品質重視に心がけ、安全・安心な衛生管理の徹底と信頼のある製品の提供を行ってまいります。本年度は事業の民間移行が予定されておりますことから、更なる生産コストの抑制に努め、経営の安定に努力してまいります。

以上が、平成27年度の事業方針であります。

2ページをご覧願います。

原料加工計画書について御説明いたします。

本年度につきましては、チンゲンサイからコマツナまで原料数量を96万1,000キログラム、加工数量を62万9,100キログラム見込んでおり、受託加工につきましては、タマネギの原料処理量を19万5,000キログラム、カボチャを1万7,500キログラム、タマネギの加工数量を13万7,500キログラム、カボチャを7,000キログラムと見込んでおります。

3ページは、製造原価であります。

材料費6,355万円、労務費4,890万円、外注加工費950万円、消耗品費から雑費までの製造経費が4,830万円でありまして、製造原価総額は1億7,025万円の計画であります。

4ページをお開き願います。

販売費及び一般管理費でありまして、業務委託管理費から福利厚生費まで、人件費961万円、消耗品費から雑費までの経費が1,378万円でありまして、販売費及び一般管理費総額は2,339万円の計画であります。

5ページをお開き願います。

見積損益計算書でありまして、純売上高は売上高委託加工料で1億9,900万円、売上原価は当期製品製造原価1億7,025万円でありまして、差し引き、売上純利益は2,875万円の見込みであります。販売費及び一般管理費を2,339万円と見込み、営業利益は536万円の計画でございます。営業外収益は、雑収入1万円、営業外費用の支払利息割引料を290万円、経常利益を247万円と見込んでおります。税引前当期利益を、経常利益と同額の247万円、法人税等を75万円と見込み、当期利益は172万円の計画であります。

《平成27年6月10日》

これによりまして、当期未処理利益・損失も同額の172万円を見込んでいます。

以上で、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時15分まで、暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、報告第2号の質疑を行います。

杉本議員。

○17番（杉本信一君） 農業振興公社に関しまして、来年度の事業計画の中で民間移行ということで、いろいろ文言も載っているのですが、遠軽町が昨年度議決して4,000万円出資して、いわゆる増資をするという形をとりますよね。その後、民間移行にしていくということなのですが、どういう形でそれが進められていくのか。現時点で長期借入金4,176万5,413円の累損があるわけですよね。これをどういう形で消して民間移行にしていくのか。その辺の道筋をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） このたび、農業振興公社に出資と増資ということを今年度予算で議決をいただきまして計画をしているところでございますけれども、これによりまして、公社の財務改善が図られると。いわゆる農協のほうでJAの監査機構から指摘を受けております借入債務の解消と、それから出資金の毀損率の問題ということを解決して民間移行を図っていくということでございますけれども、今年度27年3月31日の決算状況におきましては、借入債務が短期借入金の部分が4,000万円ということでございますので、増資をしていくことでこれが解消されていくと。さらに毀損率のほうの問題も解決していきますので、今後、農協のほうに事業を引き受けていただくというようなことで約束をいただいておりますので、民間移行を図っていくというような状況でございますので御理解をお願いいたします。

具体的な譲渡の時期につきましては、公社の今年度の農産物の引き受け状態だとか、加工状況、さらに農協の受け入れ体制の問題もございまして、適切な時期を協議しながら今年度中に実施していくということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） これからの協議ということですか。ですよね。

前回、この出資を決めたときに、委員会の中でもいろいろなことの意味を言わせていただいたのですが、いわゆるその前に遠軽町が補助を出した7,000万円、それで当時は累積債務を解消して譲渡、農協に引き受けていただくというようなことで、あの時

点ではそれをもって遠軽町議会では議決をして7,000万円出しているわけですよ。今回この4,000万円の増資ということの中で、その7,000万円を出したときの話はどこに行ったのということでは言わせていただきましたよね。

ですから私が心配するのは、一度そういうことを実績としてやってしまっているわけですから、これから協議するのではなくて、その前の段階、今回の株主総会の中でしっかりと道筋をつけていくことが必要だったのではないかとというふうに考えますけれども、筆頭株主の遠軽町としてはどういうふうに考えられるでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 株主総会におきましては、事業計画の中にもございましたように、今年度中に民間移行をしていくということはしっかりと確認をされておりました。具体的な時期等につきましても、庶務事項の中にもございますけれども、町、農協、公社の担当段階で綿密に協議をいたしまして、今年度実施をしていくということで協議をしているところでございます。

ただ、農産物の加工でございますので、26年度につきましても非常に好調な状況で順調に販売をされていて今回の決算状況になったということでございまして、平成27年度につきましても、今の状況でいけば、いい状況になるのかなというふうには見込まれておりますけれども、あくまで農産物でございますので、天候などに左右をされるということも当然想定されることから、その状況につきましても協議をしながら、今年度中に間違いなくやっていくということで協議しているところでございますので御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） 農産物の加工、もしくは加工実績で利益が出るから云々ということは、今回の立件とはそれほど関係があると私には思えないのですけれども、そこを引き合いに出されて、それを見てからということになると、これは天候不順の中で大幅に減産に向かってしまうような状況が起きたら、また違う道筋を考えるのかというふうに捉えかねない今の答弁になってしまうので、そこはちょっと訂正をいただきたいという部分と、最後に一つお聞きしたのは、振興公社のある土地の部分に関しては、確か遠軽町の持ち物ですよ。農協に引き受けていただいたときに、土地の部分はどのような方向に持っていくのか、そこをお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 先ほど答弁させていただいた中で、27年度の農産物加工の状況において民間移行がなされない可能性もあるというような解釈をされる答弁になったということにつきましては、訂正をさせていただきます。今年度中に民間移行を進めるということで協議してございますので、訂正をさせていただきます。

さらに、農業振興公社のところの建物の土地の件でありますけれども、土地につきましては、遠軽町の持ち物という部分もございまして、これにつきましては公社のほうに無

償貸借をしている状況でありますけれども、具体的な協議はしてございませんので、今後の協議の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 1点だけお伺いします。

農業公社の処分といったらおかしいのですけれども、民間移行の仕方についてですが、公社を残したまま出資比率等々を踏まえて財産処分して、えんゆう農協に買っていただくのか、それとも公社一旦解散して、えんゆうに引き受けてもらうのかという仕法があると思うのですけれども、どのように考えていますか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの黒坂議員の御質問でありますけれども、公社はこのままにしてということは出資の部分ということで、それぞれ分割してということになるのかなというふうにも思うのですけれども、具体的な公社の民間移行への方法というのは、今後の協議の中でまた進めていくということになるかと思っておりますけれども、現時点におきましては、事業の中身につきましては、農協のほうで全てを引き受けていただくということで考えてございますし、そうなるとおのずから公社というものは解散なりというような方法があるのではないのかなというふうに考えてございますので、今後の協議の中で農協と公社と、その辺のところは協議をしていくことになるというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 今の段階では農協のほうとしては、民間移行を引き受けるという段階で、細かいところはまだこれから協議ということによろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの御質問でありますけれども、引き受けるということはお約束いただいておりますけれども、具体的なことにつきましては、まだ表明はいただいておりますので、今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 今、課長が言っておられる時期的な部分がはっきりしないということがちょっとこっちのほうではそんなにのんびりしていいのですかというところがありますね。農協次第ですよということなのですか。町のほうから、いついつ協議しましょうという投げかけを積極的にやっついていかないと、本年度中に民間引き渡しという話が約束されているのであればですよ、積極的に協議していくという方向でやるべきだと思いますけれども、その辺どうなのですかね。こっちから投げかけて、いついつ協議しましょうという具体的な話になっていかないと、ちょっと心配してしまうのですが、そこら辺考え方をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの一宮議員の御質問でありますけれども、今後、出資、増資という形をもって財務改善を図った上で積極的に協議をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） この話というのは、一番最初の7,000万円の話のとき、私ここにいなかったのであれなのですが、4,000万円ということで決着しましょう、民間移行してあげますよという向こうからの申し入れであれば、なるべく早く決着をつけてください。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 積極的に協議をしてみたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 出資金の関係なのですけれども、今回の4,000万円は補助ではなくて増資ということなので、当初からの遠軽町の出資金2,550万円と合わせると6,500万円強の出資金になるわけなのですけれども、民間移行に当たって、町からの出資金というのはどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの稲場議員の御質問でありますけれども、増資という形でございますので、おっしゃられたとおり6,550万円ということで、町の資本金になるわけでありまして、これについてどうなるということは多分、例えば会社を清算するという場面では、出資金が戻るかどうかという御質問なのかなというふうに思われますので、そのようにお答えさせていただきますけれども、今年度の決算状況を御説明させていただきましたけれども、株主資本が現在978万7,000円ということでございますので、いわゆる5,000万円の資本金が一応ある形ではございますけれども、現時点では978万7,000円の貸しということでございます。これについて増資を4,000万円したということになれば9,000万円と。町の部分が6,550万円でありまして、これに基づいた株主資本額という形になってございますので、最終決算、あるいは清算された段階での資本金の価値という形になるかというふうに思われますので御了解願います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 清算された段階で、資本比率に応じて剰余金があれば分配されるということなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 清算の段階での状況により返戻されるというような形だ

というふうを考えられます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 今は解散ということをお聞きしたわけですがけれども、まだ移行の方式が解散になるのか、それとも残したまま農協のほうに、どういう形で移行になるのかわからないですがけれども、その形態によってもまたこの出資金がどういう形で幾らぐらい戻ってくるのか、あるいは戻ってこないのかということは、現時点でははっきりわからないということなのではないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 移行の方法等はまだ決定してございませんので、先ほど解散のような形の答弁をさせていただきましたけれども、適切な時期に適切な形で民間移行ということは本年度中に間違いなくやっていくということで御理解のほどお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告いたします。

別紙1が第20期（平成26年度）の事業報告書で、別紙2が第21期（平成27年度）の事業計画書になっております。

次のページをお開き願います。

別紙1の第20期（平成26年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

《平成27年6月10日》

平成26年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成26年度は、12月3日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月20日仮オープン、12月27日日本オープンをし、平成27年3月28日をもって営業を終了しました。

利用客の状況につきましては、人工降雪で12月にはオープンできたものの、十分な積雪が得られず全面オープンが1月末と遅れをとったことや、1月末からは週末の度に暴風雪に見舞われ、近年にはなかった営業中止も3日間あり、思うように集客が得られませんでした。それでも、今年からウインチ付圧雪車を導入したことにより、整備は安全に進めることができ、吹雪かれると最低3日間は掛かるコース整備が翌日には仕上げられるなど、絶大な効果が得られ、スキー授業や自衛隊等の地元団体、合宿等の地方団体への影響を最低限で抑えられ、次年度の来場に繋がる結果を得られることができました。

経営的には、利用客減少による不振の上、電気料、消費税が上がるなど非常に厳しい内容でありました。

1、営業実績概要。

営業期間、平成26年12月20日から平成27年3月28日。営業日数96日、リフト利用者数18万1,277人、売上高2,096万4,610円。

2、平成26年度売上実績表。

別表1のとおりになっております。

なお、実績表につきましては2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、同じくお目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願います。

4ページは、貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、流動資産は、現金及び預金等で291万9,205円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして1,828万5,836円で、資産の部の合計は2,102万5,041円であります。

負債の部につきましては、流動負債は、預り金、未払法人税等、未払消費税等を合わせて116万8,870円で、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は、資本金、利益剰余金を合わせて2,003万6,171円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は2,120万5,041円で、資産の部合計と同額になります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

純売上高につきましては、売上高2,096万4,610円、売上原価は、当期商品仕入高87万2,085円となり、売上総利益は2,009万2,525円になります。販売費

《平成27年6月10日》

及び一般管理費に3,558万3,643円を要しておりますので、営業利益はマイナス1,549万1,118円であります。営業外収益は、受取利息から雑収入まで88万5,778円、営業外費用は、雑損失で242万1,605円となっております。経常利益はマイナス1,702万6,945円となっております。特別利益は、受取補助金の2,713万6,000円あります。特別損失は、固定資産圧縮損1,660万6,800円あります。税引前当期純利益金はマイナス649万7,745円となり、法人税、住民税及び事業税が20万5,990円ありますので、当期純利益はマイナス670万3,735円となっております。

6ページは、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、前期末資本金は8,000万円で当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。当期変動額が変動しています繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス670万3,735円で、前期末残高がマイナス5,326万94円ありますので、当期末残高はマイナス5,996万3,829円となります。株主資本の合計は、資本金8,000万円を加えました2,003万6,171円であり、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第21期（平成27年度）事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成27年度事業計画につきましては、読み上げて説明いたします。

平成27年度事業計画。

1、事業。

人工降雪予定期間、平成27年12月4日から平成28年1月10日。

人工降雪予定日数、実動25日間。

営業予定期間、平成27年12月19日から平成28年3月27日。

営業予定日数、100日間。

営業予定時間、午前9時から午後9時まで。3月は変更がございます。ナイター営業は、午後4時30分から午後9時まで。日没により変更があります。

利用見積人員といたしまして20万人、ペアリフト13万人、バンビリフト7万人。

売上見積は、リフト券1,700万円、シーズン券400万円、売店・レンタル等170万円、合計2,270万円を予定しております。

《平成27年6月10日》

2、平成27年度収支計画書につきましては、別表第2のとおりとなっております。
平成27年度収支計画書につきましては、次の2ページに記載しておりますので、お開き願います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から受入補助金まで、合わせて5,256万2,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで、合わせて5,249万6,000円の計画でありますので、収支差引合計6万6,000円の利益を見込んでおります。

以上で、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わりたいと思います。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第3号の質疑を行います。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 1点お聞きいたします。

5ページの損益計算書の中の雑損失242万1,605円とあるのですけれども、内訳を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 雑損失242万1,605円の内訳につきましては、財産目録にございます償却資産の部分でございまして、既に使えなくなったものを今回雑損失という形で計上してございます。具体的に申しますと、ディーゼル高圧ポンプ、それから草刈り機、そういったものの合計額がこの金額になっているということで、既に備品としてあったものを今回雑損失という形で処分させていただいたということになります。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 事業計画の中では雑損失ゼロということで、これで処分は終わったというふうに思ってよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 販売費の一般管理費の関係でお尋ねをいたしますが、6ページには給料という形で1,243万1,000円何がしが計上されておりますが、遠軽農業振興公社なんかもそうなのですが、職員は給与と、臨時職は賃金という形で計上されているのですが、このフォーレストパークは給料ということで、一本計上なのですが、ここに働く人は何人いて、全てがそういった意味でいうと職員と、臨時的な人間ではないということと理解をしいのかどうかまず1点でございます。

それと合わせまして、27年度の収支計画書の2ページを見ますと、支出のほうは給料ではなくて給与というふうに直っています。給料なのか給与なのか、どちらが本当なのか、やっぱり統一すべきだというふうに思いますから、その見解と合わせて、今年度の

報告では賞与は51万円と、27年度の賞与の計画では90万円。本俸はそう違ってないのに1,243万円から1,300万円ですから、そう大きな金額が変わっていないにもかかわらず、賞与は51万円から90万円ということで39万円上がっていると。その内容を、なぜこうなっているのか、お知らせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問の1点目につきまして、職員の数ということですが、正職員が2名、それから臨時職員につきましては、後ほど確認させていただきますとお答えしたいと思います。

それから、2点目の給料、給与等の記載の問題ですが、平成27年度の部分につきまして、給与と書いてある部分を給料ということで御訂正のほうお願いしたいと思います。

それから、賞与の部分で金額上がっておりますが、その部分についても後ほど確認させていただきますとお答えしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今聞きますと、正職員は2名だと、そして臨時もいるということだと思いますと、農業振興公社もそうですけれども、正規の職員は給与と、そして臨時の職員は賃金という支払いですよね、という明細の書き方ですよね。僕はそれが正規だと思うのですよ。そうしますと、フォーレストパークであろうと、正規の職員は給与、あるいは給料、そして臨時職員の分は賃金ということで、人数分に合わせて分けるべきだというふうに思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（前田篤秀君） 広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 科目の設定については、長年会社のほうでこういう取り扱いできておりますから、あまり疑問にも実は思っていなかったわけですが、言われるとおり確かに職員は一般的には給料とか、給与とかそういう取り扱いですし、議員おっしゃるように臨時の職員につきましては賃金だとか、そういう言い方で、私どもの職場でありますと、そういう扱いをしているところでございます。

その辺について、税理士も入れた中で経理を行っているところでありまして、そういった取り扱いをしなければならなかったかどうかというのはちょっと正直わかりませんが、今後の御質問にあればお答えもしなければならなかったかなというふうなことで、先に申し上げてしまうわけですが、実は、この会社も来シーズンといいましょるか、今度のシーズンが最後の営業になろうかと思っております。高規格道路の関係で、会社を清算するといいいましょるか、そういう形になろうかと思っておりますので、そういう意味で

いきますと、最後の予算ということで、修正のしようも実はないわけでありまして、そういった疑問はあるでしょうけれども、この辺につきましては、こちらのほうもお伺いをしたということでおさめていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今の副町長の答弁でいいますと、今年でフォーレストパークとしての機能は終わると。つまり、再来年からは要するに遠軽町直営の事業として経営をするということになるというふうに思うのですが、遠軽町の経営でこういった商売というのでしょうか、できるのですか。できないから株式会社までやっていたのではないのですか。遠軽町がこういったスキー事業をやって収入も得る、そして消費税も払うということであると、企業会計と同じで、水道だとか、下水道事業と同じ取り扱いにしなければいけないような、経営できないような気がするのですが、それについては間違いはないですか。できるのですか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前 11時56分 休憩

午前 11時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 単純にお聞きしたいのですけれども、ここでの会計の中で支払手数料というのがあるのですけれども、これはどういうものなのでしょう。どういうところに項目として入るのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） それでは、1時まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 先ほど阿部議員から御質問いただいた件についてお答えしたいと思います。

支払手数料の関係なのですが、派遣手数料ということで、夏場の草刈り等で会社から派遣いただいている部分の職員3名分の派遣手数料ということでお支払いしている部分が主な金額となっております。

それと、山田議員から先ほど御質問あった部分で、お答えできなかった部分で2点ほどございましたので、お答えしたいと思います。

《平成27年6月10日》

臨時職員数につきましては、現在14名で対応しているということで確認しております。

それから、賞与の部分、なぜ金額が上がっているのかという部分なのですが、実は正職員数に変動がございまして、26年2月に、これまで2名いた職員が1人退職しまして、また26年11月に改めて採用になっております。その部分で26年度については1名分の賞与ということで計上させていただいているということで、27年度は2名分正規に金額を戻したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 今、支払手数料は派遣手数料ということでしたが、そうしますと、税理士に使っている費用はどこに入っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この部分は、負担金という形でこの中に含まれて支出してございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第4号平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業1億5,041万4,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳は、既収入特定財源1億524万8,000円、未収入特定財源として国道支出金1,670万円、一般財源2,846万6,000円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成26年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 報告第5号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 報告第5号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

平成26年度遠軽町下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成26年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

工事名が2条通公共下水道工事その1、翌年度繰越額2,400万円の繰り越しは、道路管理者との占用協議等に期間を要し、事業の年度内完了が不可能になったことによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより報告第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第5号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第9 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部改正につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第1号。

専決処分であります。専決処分の理由は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成26年遠軽町条例第9号）の一部を改正する必要があるため、専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町税条例等の一部を改正する条例改正資料をお開き願います。

平成26年遠軽町条例第9号の改正でありまして、アとして、平成27年度分から適用するとされていた原動機付自転車、二輪車、専ら雪上を走行するもの及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率引き上げについて、適用開始を1年延期し、平成28年度分からとするものであります。

施行年月日は、公布の日でありまして、平成27年3月31日に公布、施行しております。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第10 承認第2号から日程第13 承認第5号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第10 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第11 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第12 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第13 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

《平成27年6月10日》

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度遠軽町一般会補正予算（第8号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、地方交付税等が確定したため、平成26年度遠軽町一般会補正予算（第8号）を定めることについて、平成27年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成26年度遠軽町一般会補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億169万8,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に8,157万9,000円を追加、2項固定資産税に552万8,000円を追加、3項軽自動車税に77万8,000円を追加、4項たばこ税に502万3,000円を追加、5項入湯税に21万2,000円を追加、6項都市計画税に23万円を追加し、総額を21億1,951万6,000円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に176万4,000円を追加、2項自動車重量譲与税に111万2,000円を追加し、総額を1億7,287万6,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては、1項利子割交付金に74万3,000円を追加し、総額を474万3,000円としたものです。

4款配当割交付金につきましては、1項配当割交付金に686万8,000円を追加し、総額を986万8,000円としたものです。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1項株式等譲渡所得割交付金に486万3,000円を追加し、総額を526万3,000円としたものです。

6款地方消費税交付金につきましては、1項地方消費税交付金に3,634万4,000円を追加し、総額を2億6,634万4,000円としたものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項自動車取得税交付金に154万4,000円を追加し、総額を2,154万4,000円としたものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に118万7,000円を追加し、総額を468万7,000円としたものです。

9款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に131万6,000円を追

《平成27年6月10日》

加し、総額を831万6,000円としたものです。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に4億1,180万7,000円を追加、総額を77億9,704万7,000円としたものです。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、1項交通安全対策特別交付金を45万9,000円減額し、総額を254万1,000円としたものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を1,080万3,000円減額、2項国庫補助金を359万1,000円減額し、総額を10億5,796万7,000円としたものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を605万6,000円減額、3項委託金を80万4,000円減額し、総額を5億3,345万2,000円としたものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に109万1,000円を追加、総額を4,481万6,000円としたものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に613万9,000円を追加、総額を2,977万7,000円としたものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を4億2,460万円減額し、総額を5億2,183万円としたものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入を43万6,000円減額し、総額を1億1,122万8,000円としたものです。

21款町債につきましては、1項町債を1億1,260万円減額し、総額を10億7,940万円としたものです。

これによりまして、歳入合計144億9,291万9,000円に877万9,000円を追加、総額を145億169万8,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3億4,715万5,000円を追加、4項選挙費を80万4,000円減額し、総額を37億3,589万2,000円としたものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を1億4,517万4,000円減額、2項児童福祉費を2,305万9,000円減額し、総額を24億6,088万7,000円としたものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費を1億454万1,000円減額し、総額を12億5,533万円としたものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に3万1,000円を追加、2項道路橋りょう費を6,628万9,000円減額、3項河川費を56万2,000円減額、6項住宅費を98万1,000円減額し、総額を19億5,819万2,000円としたものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万3,000円を追加、総額

を11億2,249万2,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計144億9,291万9,000円に877万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の145億169万8,000円としたものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

4ページをお開き願います。

地方債につきましては、ロックバレースキー場整備事業から体育施設整備事業までの12事業について、それぞれ額の確定により限度額を変更したものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費は、財源の振り替えです。

13目ジオパーク推進費は、財源の振り替えです。

15目基金運営費、基金運営事業3億4,715万5,000円の追加は、地方交付税の確定、指定寄附、基金利子の確定に伴うものです。

4項選挙費3目知事及び道議会議員選挙費、知事及び道議会議員選挙一般事務費80万4,000円の減額は、事務の執行精査によるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業1億3,299万7,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。後期高齢者医療事業1,217万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業2,305万9,000円の減額は、認定こども園の児童数の確定に伴うものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、財源の振り替えです。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1億454万1,000円の減額は、遠軽地区広域組合衛生負担金の確定に伴うものです。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費は、財源の振り替えです。

7款商工費1項商工費5目観光施設費は、財源の振り替えです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費3万1,000円の追加は、土地開発基金利子の確定に伴うものです。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業808万2,000円の減額は、事務の執行精査によるものです。除雪対策事業5,748万3,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業72万4,000円の減額は、社名湧原野道路阿部橋架替工事負担金の確定に伴うものです。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業56万2,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

《平成27年6月10日》

6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業98万1,000円の減額は、ふくろ団地公営住宅開発行為設計業務の執行精査によるものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、財源の振り替えです。

3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万3,000円の追加は、指定寄附、基金利子の確定に伴うものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費は、財源の振り替えです。

7項保健体育費2目体育施設費は、財源の振り替えです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款町税1項町民税1目個人町民税4,141万4,000円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2目法人町民税4,016万5,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2項固定資産税1目固定資産税552万8,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

3項軽自動車税1目軽自動車税77万8,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

4項たばこ税1目町たばこ税502万3,000円は、現年課税分の追加です。

5項入湯税1目入湯税21万2,000円は、現年課税分の追加です。

6項都市計画税1目都市計画税23万円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税は、176万4,000円の追加です。

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税は、111万2,000円の追加です。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金は、74万3,000円の追加です。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金は、686万8,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金は、486万3,000円の追加です。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金は、3,634万4,000円の追加です。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金は、154万4,000円の追加です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、118万7,000円の追加です。

《平成27年6月10日》

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金は、1 3 1 万 6, 0 0 0 円の追加です。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 4 億 1, 1 8 0 万 7, 0 0 0 円は、普通交付税及び特別交付税の追加です。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金 1 目交通安全対策特別交付金は、4 5 万 9, 0 0 0 円の減額です。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1, 0 8 0 万 3, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金の追加及び保育所運営費負担金の減額です。

2 項国庫補助金 4 目土木費国庫補助金 3 5 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、除雪機械購入費交付金の減額及び橋梁長寿命化補修事業交付金の追加です。

1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 6 0 5 万 6, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金の追加、後期高齢者医療基盤安定負担金及び保育所運営費負担金の減額です。

3 項委託金 1 目総務費委託金 8 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、知事及び道議会議員選挙費委託金の減額です。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 1 0 9 万 1, 0 0 0 円は、基金利子の追加です。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 3 1 2 万 5, 0 0 0 円は、社会福祉振興資金として 2 件、2 万 5, 0 0 0 円、奨学資金として 1 件、3 0 0 万円、福祉センター建て替え資金として 1 件、1 0 万円の指定寄附をいただいたものです。

3 目ふるさと納税寄附金 3 0 1 万 4, 0 0 0 円は、3 8 9 件のふるさと納税をいただいたものです。

1 8 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、4 億 2, 4 6 0 万円の減額です。

2 0 款諸収入 5 項雑入 6 目雑入 4 3 万 6, 0 0 0 円の減額は、宝くじ交付金の減額です。

2 1 款町債 1 項町債 1 目総務債 1 7 0 万円の減額は、ロックバレースキー場整備事業債及び天狗平展望広場整備事業債の減額です。

2 目衛生債 1 億 1 5 0 万円の減額は、丸瀬布厚生病院医療機器整備事業債及びごみ焼却施設整備事業債の減額です。

3 目農林水産業債 3 0 万円の減額は、平和山公園小規模治山事業債の減額です。

4 目商工債 5 0 万円の減額は、太陽の丘えんがる公園複合遊具設置事業債の減額です。

5 目土木債 6 4 0 万円の減額は、社名渕原野道路阿部橋架替事業債、除雪機械整備事業債及び橋梁長寿命化事業債の減額です。

7 目教育債 2 2 0 万円の減額は、教育委員会庁舎改修事業債、丸瀬布学校給食センター整備事業債及び体育施設整備事業債の減額です。

《平成 2 7 年 6 月 1 0 日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号につきましては、国庫支出金等が確定したため、平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、平成27年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,661万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,629万9,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を2,916万3,000円減額、2項国庫補助金に57万円を追加し、総額を5億2,947万3,000円としたものです。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に1,861万8,000円を追加し、総額を9,623万5,000円としたものです。

5款前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者交付金を22万6,000円減額し、総額を7億3,945万1,000円としたものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金を173万7,000円減額、2項道補助金を2,482万6,000円減額し、総額を1億2,301万円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、1項共同事業交付金に1,684万3,000円を追加し、総額を2億9,769万2,000円としたものです。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を1億3,299万7,000円減額し、総額を2億765万4,000円としたものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に6,246万6,000円を追加し、総額を7,970万2,000円としたものです。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料に89万1,000円追加、3項雑入に294万7,000円を追加し、総額を414万9,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計25億7,291万3,000円から8,661万4,000

《平成27年6月10日》

円を減額し、総額を24億8,629万9,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保健給付費につきましては、1項療養諸費を6,811万4,000円減額し、総額を17億468万円としたものです。

7款共同事業拠出金につきましては、1項共同事業拠出金を1,850万円減額し、総額を2億8,888万6,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計25億7,291万3,000円から8,661万4,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の24億8,629万9,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費6,811万4,000円の減額は、一般被保険者療養給付費被保険者負担分の確定に伴うものと財源の振り替えです。

12ページをお開き願います。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金は、財源の振り替えです。

14ページをお開き願います。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金690万円の減額は、高額医療費共同事業医療費拠出金の確定に伴うものです。

2目保険財政共同安定化事業拠出金1,160万円の減額は、保険財政共同安定化事業医療費拠出金の確定に伴うものと財源の振り替えです。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金2,742万6,000円の減額は、療養給付費負担金及び後期高齢者支援金負担金の減額です。

2目高額医療費共同事業負担金は、173万7,000円の減額です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金57万円は、普通調整交付金の減額及び特別調整交付金の追加です。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金は、1,861万8,000円の追加です。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金は、22万6,000円の減額です。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金は、173万7,000円の減額です。

2項道補助金1目財政調整交付金2,482万6,000円の減額は、北海道普通調整交

付金及び北海道特別調整交付金の減額です。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金は、4,373万4,000円の追加です。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、2,689万1,000円の減額です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億3,299万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の追加及びその他一般会計繰入金の減額です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金6,246万6,000円は、前年度繰越金の追加です。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金は、89万1,000円追加です。

3項雑入2目一般被保険者第三者納付金は、294万7,000円の追加です。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したため、平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、平成27年3月31日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,587万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,980万1,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料を1,554万5,000円減額し、総額を2億96万5,000円としたものです。

4款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を1,217万7,000円減額し、総額を9,695万8,000円としたものです。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に185万円を追加し、総額を185万1,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計3億2,567万3,000円から2,587万2,000円を減額し、総額を2億9,980万1,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

《平成27年6月10日》

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金を2,587万2,000円減額し、総額を2億9,690万3,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計3億2,567万3,000円から2,587万2,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の2億9,980万1,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金2,587万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料1,554万5,000円の減額は、現年度分保険料の減額です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,217万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金の減額です。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金185万円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第5号につきましては、特定入所者介護サービス等費の増加に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、平成27年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

なお、歳入につきましては、補正がございません。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出について御説明いたします。

《平成27年6月10日》

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費を47万1,000円減額、4 項特定入所者介護サービス等費に47万1,000円を追加し、総額を14億9,085万1,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計は、補正前と同額の15億8,998万8,000円であります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出を御説明いたします。

4 ページをお開き願います。

2 款保険給付費1 項介護サービス等諸費1 目介護サービス等給付費47万1,000円の減額は、居宅介護サービス等給付費の執行精査によるものです。

4 項特定入所者介護サービス等費1 目特定入所者介護サービス等費47万1,000円の追加は、特定入所者介護サービス等費の増加に伴うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認4 件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第2 号の質疑を行います。

質疑は、第1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、14 ページから17 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3 款民生費、18 ページから21 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、22 ページから25 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6 款農林水産業費、26 ページから27 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7 款商工費、28 ページから29 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8 款土木費、30 ページから37 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10 款教育費、38 ページから43 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 款町税、8 ページから9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2 款地方譲与税、8 ページから9 ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款利子割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款配当割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 5款株式等譲渡所得割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款地方消費税交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款自動車取得税交付金、8ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款地方特例交付金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款地方交付税、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 11款交通安全対策特別交付金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 15款道支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、10ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 18款繰入金、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表 地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成27年6月10日》

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款後期高齢者支援金等、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款共同事業拠出金、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款前期高齢者交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款共同事業交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 11款諸収入、6ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款繰入金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第4号の質疑を終わります。
次に、承認第5号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、4ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第5号の質疑を終わります。
これより、一括上程した承認4件を採決します。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第6号から日程第16 承認第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第14 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、

日程第15 承認第7号専決処分の承認を求めることについて、日程第16 承認第8号専決処分の承認を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部改正につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第6号。

専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成27年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町税条例（平成17年遠軽町条例第60号）及び遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成26年遠軽町条例第9号）の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙17ページの次にあります遠軽町税条例等改正資料1ページをお開き願います。

この条例は、2条立てになっておりまして、第1条による改正。

アの用語については、納付書、納入書の用語の規定に法人の事務所等の所在地、名称及び法人番号を加える規定の整備でございます。施行年月日は、右端の欄に記載してありますので御参照願います。

イの町民税の納税義務者等については、地方税法において、法人町民税における外国法人の恒久的施設に係る定義が規定されまして、当該施設を有する法人に課税するものであります。

ウの均等割の税率については、第4項の規定を加え、法人町民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額を基準とするものであります。

エの所得割の課税標準については、所得税法において国外へ転出する場合の株式等譲渡所得に対して課税する特例が創設されたが、個人町民税所得割は当該譲渡所得について所得税法の計算の例によらないものとし、従来の方法で税額を算出するものであります。

オの町民税の申告については、法人町民税の申告書の項目に法人番号を加える規定の整備であります。

カの個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告については、所得税法の項の

《平成27年6月10日》

変更に伴う規定の整備であります。

キの法人町民税の申告納付について、法人税法において、連結子法人に係る改正に伴う規定の整備であります。

クの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続については、法人税法において、連結親法人に係る改正に伴う規定の整備であります。

ケの町民税の減免については、町民税の減免申請期限を納期限前7日までから納期限前3日までとし、申請期限を延長するものであります。また、減免申請書の明確化及び個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

次のページをお開き願います。

コとサの児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が、当該事業の用に供する固定資産税を非課税の範囲に加える規定が設けられ、当該事業を開始及び廃止する場合には、所有者が非課税に関する事項について申告すべき規定を追加するものであります。

シの施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出及びスの法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出については、申出書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

セの固定資産税の減免については、固定資産税の減免申請期限を納期限前7日までから納期限前3日までとし、申請期限を延長するものであります。また、減免申請書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

ソの住宅用地の申告及びタの被災住宅用地の申告については、申告書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

チの軽自動車税の減免、ツの身体障害者等に対する軽自動車税の減免及びテの特別土地保有税の減免については、各税目の減免申請期限を納期限前7日までから納期限前3日までとし、申請期限を延長するものであります。また、減免申請書の項目に個人番号等を加える規定の整備であります。ただし、身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請書は個人番号のみを加えるものであります。

トの入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、申告書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

以下、附則の改正でありまして、ナの納期限の延長に係る延滞金の特例については、法人税法の条の変更に伴う規定の整備であります。

ニの個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、入居時期の対象期限を平成29年12月までから平成31年6月までに1年半延長するものであります。

ヌの個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等については、ふるさと納税の申告手続の簡素化の規定でございまして、地方団体に対する寄附金の寄附者は寄附金控除を受けようとする場合、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附する地方団体に提出することにより申告特例通知書の送付を求めることができ、また、申告特例の求めを受けた地

方団体の長は、翌年の1月31日までに当該寄附者の住所の所在地の長に対し申告特例通知書を送付するものでありまして、ネの規定で、申告特例通知書を受けた地方団体の長は、寄附者の個人町民税を寄附金税額控除として所得割額から控除するものであります。また、地方税法の改正により特例控除額の上限を所得割の1割から2割に引き上げられております。

ノの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税の改正でありまして、第6項に都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等（公園、広場等）の用に供する家屋及び償却資産の特例措置について2年延長され、都市再生緊急整備地域は5分の3、特定都市再生緊急整備地域は2分の1を乗じて得た額を固定資産税の課税標準額とする規定を導入するものであります。

第7項に津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設の用に供する家屋、また第8項に同法に規定する協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産の特例措置について3年延長され、2分の1を乗じて得た額を課税標準額とする規定を導入するものであります。

第6項から第8項を地方税法の項の変更に伴い規定を整備し、それぞれ第9項から第11項に繰り下げ、第12項に高齢者の住居の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について5年間3分の2減額し、2年延長する規定を導入するものであります。

次のページ、ハの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、申告書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

ヒの土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義については、見出しの対象年度を平成27年度から平成29年度までに改めるものであります。

フの平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例については、評価替の年度後の据置年度において、地価が著しく下落している場合に価格の修正ができる特例措置を平成28年度又は平成29年度も継続するものであります。

ヘの宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例及びホの農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例については、宅地等及び農地に係る負担調整措置を平成27年度から平成29年度まで継続するものであります。

マの特別土地保有税の課税の特例については、宅地等に課する特別土地保有税の特例を平成27年度から平成29年度まで継続するものであります。なお、特別土地保有税については、附則第14条の2の規定に基づきまして、本町につきましては平成15年度から課税を停止してございます。

ミの軽自動車の税率の特例については、新設した規定でありまして、四輪車のグリーン

化特例として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪、四輪以上の新車の軽自動車で、排気ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成28年度に限り、税率を軽減する特例措置を適用するものであります。

ムのたばこ税の特例については、旧3級品の製造たばこの税率引き下げの特例を平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に4段階で縮減、廃止し、本則の税率に改めるものであります。

メの東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、申告書及び申出書の項目に個人番号、法人番号を加える規定の整備であります。

第2条による改正。

平成26年遠軽町条例第9号。

アについては、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が附則第16条に新設されたことに伴う措置として、平成26年遠軽町条例第9号で規定した三輪、四輪以上の軽自動車に対して初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に、改正後の税率の約20%の重課税率を適用する改正規定を加えるものであります。

イについては、項の新設に伴う規定の整備であります。

別紙7ページ下段に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1条に、施行期日を定めております。

平成27年4月1日から施行し、ただし書きで、第1号の規定は8ページになりますが、平成28年1月1日、第2号の規定は平成28年4月1日、第3号の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日と定めております。

第2条に、町民税に関する経過措置。

9ページ中段、第3条に、固定資産税に関する経過措置。

10ページ中段、第4条に、軽自動車税に関する経過措置。

第5条に、町たばこ税に関する経過措置。税率引き下げの特例が廃止され、4年間で税率を引き上げる経過措置を規定しておりまして、引き上げの日、課税対象、納税義務者、税率、申告期限、納期限を定めております。

17ページ、第6条に、特別土地保有税に関する経過措置。

第7条に、入湯税に関する経過措置を定めております。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

続きまして、承認第7号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部改正につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

《平成27年6月10日》

次のページをお開き願います。

専決第7号。

専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成27年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙2ページの次にあります遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

納税義務者等については、地方税法の項の追加に伴う規定の整備であります。

次に、附則の改正であります。アの法附則第15条第18項の条例で定める割合については、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等（公園、広場等）の用に供する家屋の特例措置について2年延長され、都市再生緊急整備地域は5分の3、特定都市再生緊急整備地域は2分の1を乗じて得た額を課税標準額とする規定を導入するものであります。

イについては、地方税法の改正及び項の変更に伴う規定の整備並びに附則第4項の追加に伴う項の繰り下げであります。

前のページ、附則について説明いたします。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項で、平成27年度以後の年度分について適用し、第3項の新条例附則第4項の規定については、平成28年度以後の年度分に適用すると定めております。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

続きまして、承認第8号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第8号。

専決処分書であります。専決処分の理由は、平成27年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

課税額については、課税限度額について、基礎課税額分を51万円から52万円に、後

《平成27年6月10日》

期高齢者支援金等分を16万円から17万円に、介護納付金分を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものであります。

国民健康保険税の減額については、国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を24万5,000円から26万円に引き上げ、2割減額において当該金額を45万円から47万円に引き上げ、低所得者の軽減対象世帯を拡大するものであります。

前のページ、附則について説明いたします。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項に、平成27年度以後の年度分に適用し、第3項で、平成26年遠軽町条例第8号附則第21項の改正規定については、平成28年1月1日から施行するものと改めております。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認3件を採決します。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

《平成27年6月10日》

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

2時半まで暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長(前田篤秀君) 会議を再開します。

◎日程第17 承認第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 承認第9号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第9号につきましては、4月23日に発生しました生田原コミュニティセンター温泉用ポンプの故障に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、4月24日に専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億6,424万円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に14万円を追加し、総額を4億5,929万3,000円としたものです。

21款町債につきましては、1項町債に310万円を追加し、総額を24億7,150

《平成27年6月10日》

万円としたものです。

これによりまして、歳入合計153億6,100万円に324万円を追加し、総額を153億6,424万円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

7款商工費につきましては、1項商工費に324万円を追加し、総額を4億2,624万2,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計153億6,100万円に324万円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億6,424万円としたものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、生田原コミュニティセンター改修事業の限度額1,010万円を1,320万円に変更したものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業324万円は、生田原コミュニティセンターの温泉用ポンプの故障によりポンプの取り替えに係る経費を追加したものです。温泉用ポンプの復旧につきましては、5月1日に終えているものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、14万円の追加です。

21款町債1項町債5目商工債310万円は、生田原コミュニティセンター改修事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、承認第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款商工費、9ページから10ページ。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） この事故について委員会で説明を受けまして、あらあら内容は理解していますが、委員会の中で聞き漏らしたというか、確認すべきことを落としていましたので、この場でちょっと確認させていただきたいと思います。

お客様相手のお仕事なので、これはお客様に迷惑かけないように日ごろからきちっと点検されていると思うのですが、点検体制というか、いわゆる定期検査ですね。そういう

ことをやっておられたのかどうか。今までもずっとやってきていて、初めてこんな事故が起きたのだらうと思いますので、なぜこんな事故が起きてしまったのかというところの、なぜは委員会で聞きましたけれども、管理体制というか、定期点検というのは常識的にやられるのだと思うのですけれども、それをやっておられたのかどうかというところの確認をしたいのですが、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。

定期点検はしているかという御質問の内容かと思いますが、定期点検につきましては、地上にあるポンプを制御する配電盤については確認をしております。ポンプ自体は、井戸の中26メートル下にポンプがついておりますので、ポンプを点検するとすれば、全部引き上げるという形になりますので、多額の経費がかかりますことから、ポンプ自体の点検はいたしておりません。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 地下に潜っている管の点検の仕方というのは、私素人なのでわかりませんが、トンネルを例にして悪いのですが、たたいて音を聞いて、管の状況を確認するという手法もないわけではないと思うのですよ。引き上げたら莫大なお金がかかるというのは、点検するのにわざわざ管を引き抜いて点検しなくてはならないという、そんな考え方というのはちょっとあり得ないと思うのだけれども。劣化しているよというところの部分の中で、経年変化で何らかの方法というのはあるはずなのですけれども、そういうところをやっぴりきちっとしていないと、今回みたいな事故になってしまうという。

例えば箱根の地震のときもそうなのですけれども、温泉業者さんというのは、定期点検を必ずやるためにああいう危険なところでも入っていかなくてはならないという、そういうお客様相手の仕事なので、それは当然危険を多くしてでもやっていますよね。事故が起きないためにどうするかというのがお客様相手の仕事なので、やっていませんと言われてしまうと、これからもまた潜って点検しなくてはならないようなところは金かかるからやれませんよなんていうお話の結論になってしまうのですが、起きたことはしょうがないですよ。だけど、これから起こさないために、どういうふうな点検方法をやらなくてはならないということを考えていかなくてはならないと思うのですが、今後二度と起こさないためにですよ、どういうふうなことを考えておられるかということを確認させてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、故障の原因については、ポンプの業者、それから温泉業者のほうに聞き取りした

部分でありますけれども、まずポンプの故障の大きな原因といたしまして、負荷率というところで、汲み上げの深さと、ポンプの能力のバランスというところがございます。あと、水質及び水温、それから使用頻度ということで、発停回数、1日に何回動くかというところがありますけれども、そのところが劣化の原因というふうに承っております。

点検なのですけれども、地上から点検するとすれば、地上の配電盤によりましてポンプが動くか動かないかという点検はできますけれども、ポンプ自体にどのような故障があるかという部分については、やはり上げないとわからないという回答でありました。

今後において、定期的な交換をしていくというところで考えているところであります。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 定期的に交換するというのであれば、では何年に一遍交換するのですか。何年に一遍、今まで交換してきているのですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） この井戸のポンプにつきましては、平成3年に掘りました後、平成18年に交換しております。前回の状況から、10年を目途に交換したいということで考えておりましたけれども、今回9年目にしてポンプ自体が故障したということでありますので、七、八年を目途に交換を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第9号の質疑を終わります。

これより、承認第9号専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、国際ソロプチミストアメリカ日本北リジョン遠軽様から、まちづくり振興資金といたしまして遠軽高等学校楽器購入資金230万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、1件の団体につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを御説明いたします。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道知事との協議の結果、本年4月22日付にて異議ありませんとの回答をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

変更の内容ですが、別紙の表により説明をさせていただきます。

左が変更前、右が変更後であります。

事業数で申し上げますと、全部で10件ございます。また、変更となります事業費につ

きましては、平成27年度当初予算で全て御承認いただいておりますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

また、6ページの次に縦長の表で参考資料というものを載せてございます。そちらのほうに追加しました事業、それから事業費も含めて27年度欄に記載してございますので、合わせてご覧いただければと思っております。

横長の表に戻っていただきまして、まず1件目です。

2、産業の振興の事業名(4)地場産業の振興の事業内容に「遠紋地域人材開発センター暖房設備改修工事」及び事業主体に「町」を追加するものです。変更の理由につきましては、遠紋地域人材開発センターの暖房・給排水・給油設備等を改修し、雇用の活力源となる環境整備を行うため、計画に追加するものです。事業費につきましては、2,545万円を当初予算計上しております。

2件目は、(8)観光またはレクリエーションの「いこいの森公園整備」の文言を「森林公園いこいの森整備」と正式な名称に変更するとともに、事業内容の最後に「東屋改修」を追加するものです。変更の理由につきましては、老朽化した観光施設の更新を適切に行いまして施設の充実を図るため、計画に追加するものです。事業費につきましては、410万4,000円を当初予算計上しております。

3件目、4件目は、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の工事名(1)市町村道、道路の事業内容に、2ページになりますが、「東1線道路オーバーレイ工事」及び「福路39号線通道路改良舗装工事」を追加するものです。いずれも実施主体は「町」であります。変更の理由につきましては、地域交通の円滑化と産業生活機能の発展を図るための計画に追加するものです。事業費につきましては、東1線道路オーバーレイ工事が1,700万円、福路39号線通道路改良舗装工事で3,900万円を当初予算計上しております。

5件目は、事業名(10)過疎地域自立促進特別事業の3ページになります。「中通排水路改修工事」及び事業主体に「町」を追加するものです。変更の理由につきましては、老朽化する施設の更新及び中通りの歩行、交通環境を守るため、計画に追加するものです。事業費につきましては、2,500万円を当初予算計上しております。

6件目は、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)現況と問題点、イ、児童福祉の本文中の下段、近年、社会問題となっている児童虐待については、早期発見、解決や未然防止を徹底「しなければならない。」を「する必要がある。」に変更し、加えまして、「また、家庭やその他環境上の理由から生活指導が必要となった子供たちの自立を支援するため、民間児童自立支援施設の運営に対する支援が必要である。」の文言を追加しております。

あわせて、(2)その対策で、イ、児童福祉の「④民間児童自立支援施設への支援を行う。」を追加し、4ページになりますが、事業計画において、事業名「(7)過疎地域自立促進特別事業」で、「北海道家庭学校施設整備費補助事業」、実施主体「社会福祉法

人」を追加するものです。変更の理由につきましては、民間児童自立支援施設への支援をすることにより児童福祉の向上を図るため、計画に追加するものです。事業費につきましては、1,982万6,000円を当初予算計上しております。

7件目は、前後しますが、同じ表の事業名「(2)介護老人保健施設整備事業」において、「プライム生田原温泉用水中ポンプ改修」及び実施主体「町」を追加するものです。変更の理由につきましては、介護福祉の向上を図るため、水中ポンプ入れ替え工事を計画に追加するものです。事業費につきましては、643万7,000円を当初予算計上しております。

8件目は、4ページ、6、医療の確保の事業計画について、事業名の(1)診療施設、病院の事業内容に、丸瀬布厚生病院の「健診システム一式、眼底カメラ一式、薬袋印字機一式、心電計一式及びコピー機一式」を追加するものです。変更の理由につきましては、地域医療の充実と維持、確保を図るため、健診システムの導入と老朽化した設備を更新するため、追加するものです。事業費につきましては、システム導入、更新費用として844万3,000円を当初予算計上しております。

9件目は、5ページ、7、教育の振興の事業計画について、事業名の(1)学校教育関連施設の教職員住宅の事業内容に「教職員住宅整備事業」を追加し、事業主体に「町」を追加するものです。変更の理由につきましては、教職員住宅の整備を図るため、生田原小学校校長住宅及び安国小学校校長住宅の建設工事を計画に追加するものです。事業費につきましては、2棟2戸で4,300万6000円を当初予算計上しております。

10件目は、同じく7、教育の振興の事業計画について、6ページ、事業名の「(4)過疎地域自立促進特別事業」の事業内容に「生田原図書館屋上改修工事」を追加し、事業主体に「町」を追加するものです。変更の理由につきましては、老朽化により雨漏りが発生した生田原図書館を整備するため、計画に追加するものです。事業費につきましては、1,309万円を当初予算計上しております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 0 議案第 4 号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

内野建設課長。

○建設課長（内野清一君） 議案第 4 号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、建築基準法の一部を改正する法律の施行及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、1 ページ、遠軽町手数料条例新旧対照表をお開き願います。

第 2 条中、「別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、別表第 6、別表第 7、別表第 8、別表第 9、別表第 1 0 及び別表第 1 1」を「から別表第 8 まで」に改める。

「別表第 3、構造計算適合性判定手数料」を削り、「別表第 4」を「別表第 3」とし、「別表第 5」を「別表第 6」とし、「別表第 6」を「別表第 5」とし、別表第 7、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料第 2 項中、技術的審査を受けた場合の次に「又は同条第 1 項に規定する住宅性能評価を活用した場合」を加え、同表を「別表第 6」とし、「別表第 8、長期優良住宅建築等計画に係る構造計算適合性判定手数料」を削り、「別表第 9」を「別表第 7」とし、「別表第 1 0、特定建築物の建築等の計画に係る構造計算適合性判定手数料」を削り、「別表第 1 1」を「別表第 8」に改めるものです。

次に、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 4 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 4 号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 5 号

《平成 2 7 年 6 月 1 0 日》

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 1 議案第 5 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第 5 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、介護職員初任者研修費助成事業の実施に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成 2 1 年遠軽町条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

別表第 2 表中、行政サービス等の名称の欄に「介護職員初任者研修費助成事業に関すること」を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 5 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 5 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 6 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 議案第 6 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第 6 号工事請負契約の締結について御説明をいたし

ます。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度丸瀬布学校給食センター建設工事（建築主体）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は2億7,842万4,000円であります。

契約の相手方は、管野・大同特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長管野伸一、構成員、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社山口産商ほか5社により指名競争入札を行い、管野・大同特定建設工事共同企業体が2億7,842万4,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表26番に記載をしておりますので、御参照願います。

管野・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成28年2月29日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第7号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

《平成27年6月10日》

より、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度丸瀬布学校給食センター建設工事（機械設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,649万400円であります。

契約の相手方は、高橋・北海特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社高橋組、代表取締役上田隆裕、構成員、紋別郡遠軽町白滝813番地、有限会社北海設備、代表取締役渡部健一であります。

この工事につきましては、5月27日、有限会社ウエノほか4社により指名競争入札を行い、高橋・北海特定建設工事共同企業体が1億3,649万400円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表27番に記載をしておりますので、御参照願います。

高橋・北海特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成28年2月29日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度丸瀬布学校給食センター建設工事（電気設備）であります。

す。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は9,666万円であります。

契約の相手方は、工藤・遠軽・北海特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高、構成員、紋別郡遠軽町東町1丁目4番地20、遠軽電機株式会社、代表取締役乾禧實、構成員、紋別郡遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社電建ほか4社により指名競争入札を行い、工藤・遠軽・北海特定建設工事共同企業体が9,666万円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表28番に記載しておりますので、御参照願います。

工藤・遠軽・北海特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成28年2月29日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は2億1,859万2,000円であります。

《平成27年6月10日》

契約の相手方は、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社管野組ほか6社により指名競争入札を行い、株式会社山口産商が2億1,859万2,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表29番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社山口産商とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成28年1月29日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度南中学校耐震改修工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は7,700万4,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を

行い、株式会社丸尾建設が7,700万4,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表32番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社丸尾建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成28年1月29日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度（仮称）スポーツ広場整備工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億7,226万円であります。

契約の相手方は、渡辺・大同特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行、構成員、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、渡辺・大同特定建設工事共同企業体が1億7,226万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表33番に記載をしておりますので、御参照願います。

渡辺・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

《平成27年6月10日》

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成27年12月18日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第11号の質疑を行います。

岩上議員。

○2番（岩上孝義君） スポーツ広場整備工事について、全体設計図はできたのですか。そういった形の中で整備工事をするというならわかるのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

斉藤企画課参事。

○企画課参事（斉藤隆雄君） ただいまの質問にお答えします。

前にも御説明させてもらっていますような形で、全体の設計のほうは上がっておりまして、今年度につきましてはコート地の盤の整備ということで、暗渠排水及び排水、それから路盤工を整備するというところで、発注させてもらっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 暗渠排水、路盤工ということは、要するに本体工事には支障のないやり方だということですか。

○議長（前田篤秀君） 斉藤企画課参事。

○企画課参事（斉藤隆雄君） 本年度の分につきましては、今御説明しましたように路盤等の形なので、本体工事には支障はありません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第12号財産の取得についてを議題をいたしま

す。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第12号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、丸瀬布学校給食センター備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、消毒保管機12台、真空冷却機1台、消毒用ラック8台であります。

前のページにお戻りください。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は2,376万円であります。

取得の相手方は、東京都大田区東六郷3丁目15番8号、日本調理機株式会社、代表取締役社長黒澤公雄であります。

この財産の取得につきましては、5月27日、ホンザキ北海道株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、日本調理機株式会社が2,376万円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、日本調理機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成28年2月29日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第13号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第13号財産の取得について御説明いたします。

《平成27年6月10日》

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、丸瀬布学校給食センター備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、台はかり2台、はかり用台2台、へら用スタンド4台、運搬台車2台、移動台21台、配缶台4台、ラック8台、ロッカー13台であります。

前のページにお戻りください。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は864万円であります。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町大通北10丁目2番地23、株式会社キグレ管財、代表取締役朝長賢一であります。

この財産の取得につきましては、5月27日、イト商事株式会社ほか6社により指名競争入札を行い、株式会社キグレ管財が864万円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得に係る入札状況の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、株式会社キグレ管財とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成28年2月29日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議案第14号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、丸瀬布学校給食センター備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、冷凍庫5台、冷蔵庫7台、冷凍冷蔵庫1台であります。

前のページにお戻りください。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,058万4,000円でありませぬ。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役伊藤太一であります。

この財産の取得につきましては、5月27日、イト電商事株式会社ほか6社により指名競争入札を行い、イト電商事株式会社が1,058万4,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の一覧表3番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、イト電商事株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成28年2月29日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 議案第15号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第15号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、丸瀬布学校給食センター備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、皮むき機1台、移動シンク4台、殺菌庫5台、ミキ

サー1台、洗米機1台、炊飯器2台、フライヤー1台、スチームコンベクションオーブン2台、電磁調理器1台、棚1台であります。

前のページにお戻りください。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,123万2,000円でありませぬ。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル、代表取締役谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、5月27日、イト電商事株式会社ほか6社により指名競争入札を行い、株式会社イチマルが1,123万2,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得に係る入札状況の一覧表4番に記載しておりますので、御参照を願います。

なお、株式会社イチマルとは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成28年2月29日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第15号の質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 誠に申し訳ありません。なぜ丸瀬布学校給食センターの備品だけこのように四つの区分けをして、同じ備品なのに細分化して発注しているのか、その理由をお聞かせください。遠軽小学校のところにも給食センターつくりましたよね。同じように備品を入れていきますよね。これほどまでに細分化して備品の発注をしていないと思うのですよ。なぜ丸瀬布だけこんなに四つに分けて備品の購入を細分化しなければならないのか。そのメリットはどこにあるのか。その理由をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古賀伸次君） 御質問にお答えいたします。

遠軽小学校の給食室の改築の際も備品の購入につきましては、確か3本ぐらいには分けて発注しておりました。それで、今回につきましても4本ということで、備品の内容に沿いまして四つに分けて発注しているところでございます。

備品発注について分けているメリットについてでございますけれども、議案第12号こちらにつきましては、厨房の専門的な機器及び設備を導入するという観点から事業者のほうを選定してございます。続きまして、議案第13号の備品につきましては、こちらは移動して設置できるもの、設備等伴わないものとして、町内業者でも可能であるということで、こちらのほうを選定しております。議案第14号につきましては、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫として、こちらにつきましても町内事業者で対応は可能だということで選定してございます。議案第15号の備品につきましては、こちらにつきましては、議案第12号ほどの厨房器機の専門機器ではないことから、町内業者でも対応可能だということと、あと、こちらにつきましては設備が伴う機器となっておりますので、四つに分けて発注し

でございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 細分化していることをだめだと言っているわけではないのです。こういう時代ですから、町内で調達できる業者があれば広く裾野を広げて、要するに分散をして業者に利益をとってもらおうということでのメリットを考えてこういう細分化した入札方法になっているのだというふうに思うのですが、そういうことで理解してよろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 古賀学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古賀伸次君） 議員おっしゃられたとおり、町内事業者に発注機会を確保するというで分割して発注してございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第16号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第16号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、生田原学校給食センター消毒保管機2台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は723万6,000円であり
ます。

取得の相手方は、東京都大田区東六郷3丁目15番8号、日本調理機株式会社、代表取締役社長黒沢公雄であります。

この財産の取得につきましては、5月27日、ホンザキ北海道株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、日本調理機株式会社が723万6,000円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の一覧表

《平成27年6月10日》

5 番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、日本調理機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成 27 年 8 月 31 日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 16 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 16 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 33 議案第 17 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 33 議案第 17 号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第 17 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪トラック（10 トン専用車）1 台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は 4,276 万 8,000 円でありま

す。

取得の相手方は、帯広市西 2 1 条北 1 丁目 3 番 1 2 号、UD トラックス道東株式会社、代表取締役金尾泰明であります。

この財産の取得につきましては、5 月 27 日、共栄自動車工業株式会社ほか 5 社により指名競争入札を行い、UD トラックス道東株式会社が 4,276 万 8,000 円で落札しております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の一覧表 6 番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、UD トラックス道東株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成 28 年 3 月 10 日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 17 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

3時45分まで暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第34 議案第3号から日程第38 議案第21号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第34 議案第3号遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定について、日程第35 議案第18号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)、日程第36 議案第19号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第37 議案第20号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第38 議案第21号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)、以上5件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第3号遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定について御説明いたします。

この条例は、町民憲章並びに町の花及び町の木等に関する調査及び検討を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町町民憲章等検討委員会条例。

第1条は、町民憲章並びに町の花・木等に関する調査及び検討を行うために設置に関する旨の規定を、第2条は所掌事務として制定の是非について協議し、制定の必要があると認めるときは調査及び検討を行い、その結果を町長に具申することなどを規定しております。

第3条は、定数を18人以内とすることを規定しており、委員としては各地域審議会委員から3人として、4地域で12人、識見を有する者2人、公募4人を予定しております。

第4条は委嘱について、第5条は、委員の任期については委嘱の日から具申を行った日

《平成27年6月10日》

までとすることを規定しております。

第6条は委員長及び副委員長について、第7条は会議に関する規定を、第8条は必要に応じ部会を置くことができる規定を、第9条は庶務、第10条は委任について規定しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第18号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億4,749万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に4,069万5,000円を追加し、総額を12億3,915万5,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に53万1,000円を追加、3項委託金に31万5,000円を追加し、総額を5億6,370万9,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に703万9,000円を追加し、総額を704万2,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に2,247万円を追加し、総額を4億8,176万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に1,220万円を追加し、総額を24億8,370万円とするものです。

これによりまして、歳入合計153億6,424万円に8,325万円を追加し、総額を154億4,749万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,999万1,000円を追加し、総額を26億4,440万4,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に3,423万8,000円を追加、2項児童福祉費に983万1,000円を追加し、総額を27億1,187万7,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に107万6,000円を追加し、総額を4億

《平成27年6月10日》

2,731万8,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に806万3,000円を追加、4項学校給食費に5万1,000円を追加し、総額を23億8,509万5,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計153億6,424万円に8,325万円を追加し、総額を歳入歳出同額の154億4,749万円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、福祉センター建替事業を追加し、限度額を1,220万円。起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおりとするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費75万1,000円は、町民憲章等検討委員会に係る経費として、委員18人、会議9回の委員報酬55万1,000円、費用弁償20万円を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費1,290万円は、福祉センターの建て替えに係る経費として岩見通南1丁目補償費算定業務委託料を計上するものです。地域おこし協力隊事業1,160万1,000円は、隊員3人の配置及び活動に係る経費として報酬479万7,000円、社会保険料78万9,000円、研修等の旅費として費用弁償54万9,000円、消耗品費22万5,000円、借り上げ車両等に係る燃料費47万4,000円、隊員の活動や生活における相談調整を行うための地域おこし協力隊フォロー業務委託料208万5,000円、軽自動車3台分の自動車借上料105万3,000円、チェーンソー等の備品購入費15万円、隊員の家賃等を助成する地域おこし協力隊活動助成金147万9,000円を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業473万9,000円は、指定寄附金、2件、24万2,000円、ふるさと納税寄附金、589件、449万7,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金支給事業3,103万6,000円は、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対する措置として実施する臨時福祉給付金の支給に係る経費として、職員の時間外及び休日勤務手当112万4,000円、用紙等の消耗品費11万7,000円、封筒圧着はがきの印刷製本費20万1,000円、申請書の送付・返信等に係る通信運搬費101万6,000円、給付金の銀行振り込みに係る手数料43万2,000円、総合行政情報システム改修業務委託料111万1,000円、コピー機の事務機器借上料3万5,000円、臨時福祉給付金2,700万円を計上するものです。対象者は、4,500人を見込み、1人につき6,000円を支給し、経費の全額を国庫支出金により実施するもので

す。

介護保険事業205万2,000円は、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修に係る経費として、介護保険特別会計操出金を計上するものです。

3目高齢者福祉費、高齢者在宅福祉サービス事業115万円は、町が社会福祉協議会に委託して実施している外出支援サービス事業用の車両購入に係る経費として負担金を計上するものです。車両につきましては、町の負担金のほか、共同募金配分金による購入を予定しているものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金支給事業965万9,000円は、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、子育て世帯に対する措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る経費として、職員の間外及び休日勤務手当31万5,000円、用紙等の消耗品費17万2,000円、封筒圧着はがきの印刷製本費8万4,000円、申請書の送付・返信等に係る通信運搬費35万9,000円、給付金の銀行振り込みに係る手数料17万3,000円、総合行政情報システム改修業務委託料44万5,000円、コピー機の事務機器借上料1万1,000円、子育て世帯臨時特例給付金810万円を計上するものです。対象児童は2,700人を見込み、1人につき3,000円を支給し、経費の全額を国庫支出金により実施するものです。

2目児童措置費、児童手当支給事業12万円は、封筒圧着はがきの印刷製本費を計上するものです。

5目保育所費、保育所運営事業5万2,000円は、生田原保育所にAED1台を設置するため、物品借上料を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業68万5,000円は、1件の店舗近代化により商工業振興補助金を計上するものです。

3目消費者行政推進費、消費行政一般経費39万1,000円は、消費生活の安全・安心を図るための事業に係る経費として、消費生活講座2回の講師謝礼金14万8,000円、消費啓発用パンフレット等の購入に係る報償費24万3,000円を計上するものです。財源は、全額道支出金によるものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費806万3,000円は、遠軽高等学校の楽器購入に係る教育振興補助金を計上するもので、指定寄附金230万円を充当するものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業5万1,000円は、嘱託職員の通勤手当として費用弁償を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金4,069万5,000円は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金を追加するものです。

《平成27年6月10日》

15 款道支出金 2 項道補助金 6 目商工費道補助金 5 3 万 1,000 円は、消費者行政活性化事業補助金を追加するものです。

3 項委託金 4 目教育費委託金 3 1 万 5,000 円は、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金を追加するものです。スクールソーシャルワーカー活用事業については、教育相談員を活用して推進するもので、委託金は教育相談員の報酬に充当することから、歳出予算の計上はないものです。

17 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 2 5 4 万 2,000 円は、社会福祉振興資金として 1 件、20 万円、まちづくり振興資金として 2 件、234 万 1,060 円の指定寄附をいただいたものです。

3 目ふるさと納税寄附金 4 4 9 万 7,000 円は、589 件のふるさと納税をいただいたものです。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、2,247 万円を追加するものです。

21 款町債 1 項町債 1 目総務債 1,220 万円は、岩見通南 1 丁目補償費算定に係る福祉センター建替事業債を追加するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 赤番 3 の資料をご覧くださいと思います。

平成 27 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）に関する資料ということで、御説明を申し上げたいと思います。

資料の位置図につきましては、今回補正予算を計上させていただきました遠軽町福祉センター建替に係ります岩見通南 1 丁目補償費算定業務委託の範囲を太枠で示しているものです。福祉センター建て替えにつきましては、本年 3 月に町長から建て替え場所についての表明意向、商工会議所、商店街振興会、自治会連合会などへの説明をさせていただいているところです。今後におきましても、地権者や地元自治会などへの説明をさせていただきながら、用地取得について御理解を得た上で進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、委託内容についてですが、今後の地権者等との交渉に必要な土地、家屋、動産の調査を初め、営業補償を含めました補償費を算定する業務を委託いたします。今回の調査対象者数につきましては 14 件、建物件数で申しますと、物置を含めまして同じく 14 件となります。今後はこの補償費算定の結果をもちまして、地権者等と個別に御説明をさせていただきまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、医療法人恵池会様が所有しております旧中央病院につきましては、今後、協議が必要とされますことから、今回対象外とさせていただいておりますので、合わせまして御理解をいただきますようお願いいたします。

《平成 27 年 6 月 10 日》

以上です。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第19号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,060万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に205万2,000円を追加し、総額を4億1,566万7,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に205万2,000円を追加し、総額を2億5,529万9,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計16億2,657万4,000円に410万4,000円を追加し、総額を16億3,067万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に410万4,000円を追加し、総額を4,145万6,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計16億2,657万4,000円に410万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の16億3,067万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、委託料410万4,000円は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目介護保険事業補助金205万2,000円は、介護保険制度改正等に伴う介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金205万2,000円は、介護保険制度改正等に伴う介護保険システム改修業務に対する事務費一般会計繰入金の追加であります。

《平成27年6月10日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第20号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町水道事業会計予算、第4条本文括弧書中「5,547万円」を「4,670万8,000円」に、「1,291万6,000円」を「2,167万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債に1億4,400万円を追加、第2項国庫補助金に7,072万6,000円を追加し、総額を4億5,595万1,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費に2億1,472万6,000円を追加し、総額を6億2,924万円とするものです。

第3条は、予算第5条企業債の欄中、簡易水道整備事業の限度額「1億6,080万円」を「3億480万円」に改めるものです。

次ページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページの補正予算明細により説明いたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債1億4,400万円の追加は、簡易水道事業債増額によるものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金7,072万6,000円の追加は、簡易水道等施設整備費補助金の増額によるものです。

支出につきまして、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費2億1,472万6,000円の追加は、生田原浄水場及び安国浄水場建設工事に係る工事請負費の増額によるものです。

続きまして、別紙赤番4の平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）に関する資料をご覧ください。

1ページをお開き願います。

位置図の①は、生田原浄水場建設工事の箇所で、来年度に施工を予定しておりました機械、電気設備工事を前倒しして実施するものです。工事内容につきましては、図面右の詳細図に記載しております昨年建設した新浄水場建屋の内部に送水ポンプ、操作盤、自家発電機などを設置するものです。

次ページをお開きください。

②は、安国浄水場建設工事の箇所で、今年度実施設計を行い、建屋の地下部分のみを建設する計画でありましたが、事業費を増額して建屋全体を完成させるものでございます。

以上で、説明を終わります。

《平成27年6月10日》

引き続きまして、議案第21号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用に582万2,000円を追加し、総額9億4,959万5,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費「5,556万2,000円」を「6,138万4,000円」に改めるものです。

次ページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費582万2,000円の増額は、1節給与から7節法定福利費引当金繰入額まで人件費に係る追加であり、4月人事異動により職員1名が増員になったため、予算不足が見込まれることから、追加するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第18号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、17ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、7ページから8ページ。

《平成27年6月10日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

《平成27年6月10日》

これより、一括上程しました議案5件を採決します。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町町民憲章等検討委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議会改革活性化特別委員会調査中間報告

○議長(前田篤秀君) 日程第39 議会改革活性化特別委員会調査中間報告を議題といたします。

《平成27年6月10日》

本件について、議会改革活性化特別委員会から調査中間報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

杉本議会改革活性化特別委員長。

○17番（杉本信一君）　－登壇－

議会改革活性化特別委員会調査中間報告書、議員定数関連について、概要を一部読み上げて御提案をさせていただきます。

平成25年第7回遠軽町議会定例会において、本委員会に付託された調査事件について、遠軽町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

本委員会は、平成25年10月遠軽町議会議員選挙を踏まえ、議員自らが議会の改革活性化について今一度調査・検討する必要があることから、平成25年12月に設置されたものであります。また、平成25年6月に公布された遠軽町議会基本条例では、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、適正な議員の定数を確立すると規定されており、総合的に検討をすることが望まれていたところでした。

調査の経過としましては、設置から本年5月13日までの合計17回にわたる議論の結果、次の一般選挙から定数を2人減員し、16人とするという結論に至りました。

本結果に至るまでの経過といたしまして、一つは社会背景等を踏まえ、平成11年に成立した地方分権一括法により議員定数の法定制が廃止され、地方公共団体は上限数の範囲内で議員定数を条例で定めることとなり、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地域の実情に応じた議員定数を定めることができるようになり、これまで人口規模に応じて定められていた法定上限数の規定が撤廃され、議員定数の決定については更に地方公共団体の自主的な判断に委ねられるようになりました。

合併協議によって、4町村の合併前の合計51人を減員し26人とすることから始まっており、同時に選挙区に関する特例についても適用せず、定数については平成20年12月に議員定数は現在の18人となり、新町発足当時から行財政改革の視点を中心に議員定数の削減に取り組んでまいりました。

平成25年10月の遠軽町議会議員選挙においては、67.93%という投票率の中、法定得票数に満たない候補者が出たことにより、結果的に欠員となる事態が生じ、議会の存在意義を問われかねない危機的状況にあります。

遠軽町議会報告会を4地域で開催し、議員定数については、人口規模が同程度の団体と合わせるべき、議員定数を減らせば地域の疲弊は厳しくなる、地域の声が届かなくなるのでは、合併し広域・分散化した本町の特徴を考慮すべき、議員定数を減らして報酬を上げれば議員に立候補する者も出るのではないかなどの意見に集約されると考えられます。

議員は、より多くの町民と直接向かい合い、意見を取り入れ、町政に反映していく議員としての責務を改めて重く受け止めたところであり、意見などをいただいた町民の皆様に対しては、この場をお借りし改めて感謝の意を表する次第であります。

《平成27年6月10日》

本委員会として議員定数については、町民の方々からの様々な御意見をいただいた中で、現段階の本町における望ましい定数は、現状の18人、2人減の16人、4人減の14人など、賛否両論の意見がある中、行財政改革の視点だけでなく、町政及び地域の現状と課題や将来の展望を十分に考慮し、全会一致には至らなかったものの議論を尽くし、総合的に結果を導き出したものであります。また、今回は議員定数についての調査結果ではありますが、議員になりたいと思う人が増えるような様々な議会改革活性化の必要も改めて認識をしたところであります。

皆様にお配りした文章の中にはございませんけれども、定数減という結論、先ほど述べさせていただいたところにありますように全会一致には至らなかった経緯といたしましては、やはり現状維持18人という意見も根強くあったことも事実であります。

そのような議論の過程の中で、私ども当初この活性化特別委員会を立ち上げたときに、議員定数に関しては26年3月までに特別委員会としての意見を何とかまとめたということで皆さんと合意をさせていただいた中で、結果的に2人減の16人という結論を導き出したところであることを御報告させていただきまして、委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） 質疑ということですかね。それで、もしなじまなければ、指摘をいただきたいと思います。

それで、何点か細々したものを含めてお聞きしておきたいのですが、一つは、今回の中間報告の中では、16名ということで、次の選挙から減員をするということですが、委員会の構成の関係については、これはもちろんまだ検討されていないのでしょうかけれども、そこら辺のところについてはどういう議論になっているのかというのがまず一つです。

それともう一つ、報酬の関係も議論をされていると思うのですがけれども、そこら辺との兼ね合いといいますか、定数問題と、それから報酬問題と、そこら辺のところはどういうふうな形で議論が展開されているのかというのがもう一つです。

三つ目としては、議会だより等にこの中間報告というのは当然載ってくることになると思うのですがけれども、町民が中間報告を見たときに、2名減らして16名にするという、この辺のところの見方といいますか、主たる理由というのはどこなのかと。この3の（1）の③の下の部分に、平成25年10月の遠軽町議会選挙においては云々という記述があります。（3）に結びにということで、行財政改革の視点だけではなく、町政及び地域の現状と課題や将来の展望を十分考慮するというふうになっております。そこら辺のところの記述の仕方が、こういう記述の仕方町民が16人にするというふうに読み取れることができるかどうかというのが、ちょっと私疑問として持っています。

戻りますけれども、平成25年10月の町議会議員選挙において云々というこの記述が主たる議員定数を減らすという理由なのか、それとも結びに書いてある部分が主たる理由

《平成27年6月10日》

なのか、どちらなのかというのをお聞きしておきたいという部分です。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議会改革活性化特別委員長。

○17番（杉本信一君） ありがとうございます。

まず一つ目の委員会の構成に関しましては、具体的な結論云々というところにはまだ至っておりませんが、16名となったときにどういう形、例えば今、3常任委員会でやっているのを二つの常任委員会にするのか、もしくは人数を減らして三つの常任委員会でやるのか、もしくはもう一つの方法としては、今現在も重複して二つの委員会に所属している議員もいらっしゃいますけれども、そういう形も可能かどうかというシミュレーションはある程度委員会の中の議論としてやってはいます。ただ、そこはまだ結論は出してはいない状況です。

報酬問題に関しては、これは、定数とは全く別途切り離してやろうということで、我々は特別委員会を立ち上げたときには、そういうことで皆さんとお約束をさせていただいて、議員定数に関してはちょっと三つ目の質問と重なりますけれども、25年の前回の選挙において1人欠員ができたという状況を踏まえて、町民の皆様からもさまざまな意見をいただく中で、やはり早い段階で特別委員会として結論を出していくと、町民の皆さんにその方向性を示していくということが必要であろうということで、その認識は委員会の中でも一致した考え方でおりますので、報酬に関してはやはりデリケートな問題です。この部分に関しては、4年間かけて次の任期にバトンタッチをするまでぐらいにその結論を出していこうということで確認はしているところであります。

ですから、報酬問題と議員定数、予算の面だけで、財政的な面だけでいくと、それはやはりリンクしてくるものなんでしょうけれども、今回に関しましては、あくまで議員定数という今回の報告までに委員会としての方向を出すということの中では、議員定数に的を絞って出させていただいたところであります。

三つ目の御質問をいただいた中で、定数を減らすということが2ページの③の部分の欠員ができたということなのか、もしくはまとめの中で云々ということでありましたけれども、これはあくまで両方ですね。ですから、前回平成25年の選挙をやる前に、私どもの前の特別委員会の中で議論をさせていただいて、議員定数に関してもその当時から現状維持でいくのか、2人減でいくのか、もしくは増やすのかという議論の中からスタートして、そこでも定数削減という結論に至っているというまず一つ的前提があります。この部分に関しては、議会の本会議の中で否決をされておりますけれども、その議論を踏まえた結果として、こういうことが生じているということは、やはり町民に理解できることではないのだろうと、私は個人的に思っておりました。

ただ、その中で先ほども最後に申し上げたように、議員定数を維持すべきだと、町民の皆さんからの議会報告会の中での意見も、議員を減らされると地方は疲弊すると、実際問題としては議員定数を減らさないでいただきたいという意見のほうが多いのも事実だと、

《平成27年6月10日》

私は全部の報告会に出て感じております。しかしながら、現状を考えていったときに、果たしてこのままでいいのか、もしくは議員の定数がどうしても20人必要なのかという、その根拠を示せられるかどうかということですよ。

ですから、財政的な面だけではなくて、やはりそういうものを総合的に勘案して、議員定数の問題、結論に。ですから、あくまで全会一致ではありませんでしたけれども、最後至らなかったですけれども、そこは議会としてどう判断していくかということをしかりと示さなければいけないと、そういう考えのもとでまとめをさせていただいたところがあります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 言っていることについてはわかりましたので、よろしいです。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 今日初めてこの資料を配付されて、読ませていただきました。

まず、私も個人的に思うところがあるものですから、お聞かせをいただきたいのですが、まず1ページの初めにの1行目に、平成25年10月遠軽町議会議員選挙を踏まえという表現がなされ、この部分が2ページの③の平成25年の議会議員選挙等という形での表現につながっているのだというふうに思っております、お尋ねをしたいというふうに思います。

まず、この委員会が設置されて今日まで議論をしてきたベースとなるものが、前回の平成25年10月の議員選挙の結果だったというふうに、この中間報告では結論づけているのだろうというふうに、私はそういう受け止め方をいたしました。といいますのは、先ほど佐藤議員からも質問にありましたように、2ページの③の部分の下4行、平成25年10月の遠軽町議会議員選挙において67.93%という投票率の中、法定得票数168.0票に満たない候補者が2名出たことによって結果的に欠員となる事態が生じ、議会の存在意義を問われかねない危機的状況が今17名という議員の中で行われているのだというふうに書かれているのだろうというふうに受け止めました。

つまり、今議論しているこの17名という体制そのものが遠軽町議会にとって危機的状況だというふうに、この委員会の中では結論づけているのだというふうに私は受け止めました。果たして本当にそうなのかなというふうに思います。今1名欠員ではありますが、17名でも議会は機能しております。機能している状況において、果たして危機的状況という表現が適当なのかどうかということがどうも引っかかるところでございまして、委員会の8名の委員の中で議論されることについては私は構わないというふうに思いますが、中間報告として誰の目にもとまりようもない文章表現として記録に残すということにおいて、この表現が果たして適当かどうかということをごひいま一度お考えいただければなというふうに思います。

同時に、確かに前回の選挙では法定得票数に満たない候補者が2名出たのも事実として

あります。しかし、選挙に出る権利は町民一人ひとりが持っております。どういう方が選挙に出てもいいわけでありまして、ポスターを張らない議員が出てみたり、あるいは町の広報に自分の思いを載せないという候補者が出て、これは非難できません。それは出る人の意思の問題であります。そういう結果、法定得票数に結果的に満たなかった。それは仕方のないことでありまして、それは町民がどう判断をするかということだろうと私は思います。そういうことなどを考えると、この表現が果たしてどうなのかなど。

私は、この表現がなくても、その前段で今年4月の統一地方選挙の結果、32町村が無投票だったと。そしてまた、議員定数割れしている議会も多くある。こういったことが減員につながるというか、定数削減の重立った理由だということによって表現をすることで十分ではないかというふうに思うのですが、その点についてどのようにお考えなっているのかお尋ねをしたいということと同時に、16名という議員の数は網走市議員も16名の定数のはずです。そういうことを考えると、この同じ管内の市町村の中で、片一方で市議員の数が16名という市もあれば、遠軽町のように削減してもその市と同数の16名ということでの結論、これが適当なのかどうかということについて、もう一度その考え方をお尋ねしたい。

私の会派は4名おりますが、会派の中で数を減らすかどうかという部分の議論は統一しておりません。したがって、個人的に私は16名ではまだ多いのではないかと。もう少し減らしてもいいのではないかと、個人的にはそう思っているものですから、そういう個人的な思いについてお尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議会改革活性化特別委員長。

○17番（杉本信一君） ありがとうございます。

まず1点目の部分なのですが、先ほどの佐藤議員に対してのお答えと若干重なる部分ありますけれども、ただ捉え方として、文章の表現の仕方がもしかすると悪かったのかもしれないけれども、この危機的状況、これが何を指しているかというのは、数が少なく危機的状況にあるということではないということをお理解願いたいと思います。

この危機的状況というのは、これを言っているのかどうかあれですけれども、皆さんも御承知のように、ぎりぎりまでは選挙にならないのではないかと話があったりですとか、要するに議会議員に立候補されてくる方が18人に満たない現状があったということは事実ですよ。その部分を指して、なおかつ遠軽町議会の過去の選挙の投票率というのは全て調べたわけではないですけれども、ここ私が入ってからは間違いなく最低の投票率ですよ。平成15年に私も議員にならせていただきましたけれども、確か70%切ったことはなかったというふうに記憶しています。その部分を指して、我々は危機的状況であろうと。遠軽町議会が町民にとってどういう存在なのかと、町民にとっての議会としての存在意義が問われている、そういう感覚で書かせていただいているということをお理解いただきたい。ですから、山田議員言われるように、18人が1人欠員になって17名だから議会として成り立たないのではないかと危機的状況を指しているわけではございませ

ん。

それを踏まえた上で、あくまで我々特別委員会の中でも議論をさせていただき、正直な話、かなり定数を削減するか、現状を維持していくのか。先ほども申し上げたように、議会報告会の中では、減らさないでくれという声が結構聞こえてきた中で、現状維持というところの町民の期待も大きいのかなと。特に丸瀬布地区、白滝地区、生田原地区ではそういう声が大きかったと。そのバランスをどういうふうに図っていくのかということも個人的に考えながら、皆さんと議論をさせていただいて、そこでどういう形で結論に落としどころを持っていくのかということを考えながらやらせていただいたつもりであります。

ですから、まずこの危機的状況という言葉がどこを指しているのかというところが、文章の中でちょっと説明が足りない部分はあるかと思いますが、そういうことで御理解をいただき、私個人、委員長としてはやはりそういう部分は残していきたいというふうに考えております。

もう一つ御理解いただきたいのは、佐藤議員の質問の中にもございましたけれども、この中間報告を議会だよりに載せるかどうかは私の判断ではございませんので、それは広報特別委員会が判断をされて載せていくものだろうというふうに思います。ただ、文章長いですし、その中でどういう形で載せられるかは、広報のメンバーの方々に一任するわけですが、あくまで私ども特別委員会がここで中間報告をさせていただいたのは、特別委員会はこういう形で結論を出しましたというところです。これを議長に報告を上げさせていただき、そしてこの本会議の場で報告をさせていただいた中で、これから議会運営委員会、そして本会議の中でどういう道筋をたどっていくのかは、これからの話であります。ですから、これが決定して、私どもがそれをリードしていくという話ではございませんので、そこだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

あと2点目の、個人的に16名がいいのかどうかという部分のお話がありました。山田議員の個人的な考え方もあろうかというふうに思います。特別委員会の中でも14名という意見もありました。その中で議論していく中で、14名ありき、16名ありきではなくて、当然増やすという選択肢もなきにしもあらずなわけですから、それも含めた中で、しっかりと最初は全ての委員会委員の意見を聞き入れながら、それをどういう形で落とし込んでいくか。非常に悩みながら、拙い委員長ではございましたけれども、こういう結論に至ったということでもありますので、そこは、委員会としての意見は16名で落ちついたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

山谷議員。

○11番（山谷敬二君） これは私が間違っていたら申し訳ございませんが、議長のほうにちょっとお尋ねをいたします。

委員会報告というのは、特別委員会も同じではないかなというふうに私は思っています。

て、委員長の報告を受けて、その経過、中身等の説明を受ける部分ではいいのですが、佐藤議員の後段の部分、三つ目の部分とか、山田議員の最後のほうの部分、自分の気持ちをちょっと質問にあれすると、報告する委員長のほうも自分の気持ちを出していかなければいけないと。私の意見ですがというのは個人の意見になるわけであって、委員会報告等の規則のところで、私が間違っていたら済みません、委員長報告に対する質疑はいいのですが、そこら辺は今後質問が出た場合、間違っていないのであれば、議長のほうにおいて精査していただきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 4時46分 休憩

午後 4時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ほかに。

岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 前日も本会議で否決という形になった。この話は、それぞれいろいろあります。ただ、私は議員のモラルとして、本当にいいのか悪いのかというより、個人として、遠軽の議員、また地域の議員皆さんも、地域の実態を実際に覚えているのかと、回ってみて。そういうことをきちっと踏まえた中でやるのであれば、私は結構だと思うけれども、地域が一番危惧したのはそこにあると思うのですよ。この広い地域の中で、そこら辺まで実態がわかるのかわからないのいか、そういう議論をしているのかしていないのか。議会報告会をやる時に必ず町が出ているのは、そこにあるわけですよ。議員という顔は知っているけれども、来たことないよね、うちの地域にはと。何十回も言われています、今まで。この9年間の中で。そういったものを踏まえた中で議員活動をしているのかと。そこで結論を出せとは言いませんけれども、これは本会議になると思うのですけれども、やはり議員としてのモラルをもっと持った中でやるべきだと思いますよ。

○議長（前田篤秀君） 杉本議会改革活性化特別委員長。

○17番（杉本信一君） 今のを質問という部分で捉えるべきなのか、御意見として捉えるべきなのか。その部分がちょっとあれですけども、特別委員会の中の議論としては、地域回りの部分、回られている議員の方もいらっしゃる、くまなく歩いてはいないという議員の方もいるのも実情だと思います。その中で、地域を歩いている方からは、やはりそれが非常に議員が少なくなると難しいという形の中で御意見が出されたと。私も3回の議会報告会は全て出させていただいていますし、そういう部分の中で、それぞれの地域にいらっしゃる方々の御意見も聞いてきたつもりではあります。ただ、それを地域の実情をみんながきちんと認識してやっているかどうかと問われれば、それは深さは足りないのだろうというふうに反省をするところです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これは委員長の中間報告だから、今いろいろ議員から出た意見を委員会の中でまた議論しながら進めていただきたいと思いますけれども、どうですか。
暫時休憩します。

午後 4時53分 休憩

午後 4時53分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 私、民主党の、あるいは民主党系の議員でつくっている民主議員ネット・北海道というのがあるのですが、そこの代表議員をやらせていただいております。これには全道の市町村の議会議員民主党系、あるいは無所属で民主党を支持してくれる議員三百何十名という多くの議員さんが加盟している団体なのですが、管内でもそうなのですが、若い人たちが20代の人たちも議員になっている人はたくさんいらっしゃいます。聞いてみました。20代でよくあなた議員になる気になれましたねと言ったら、大体が町村議会議員ではなくて、市議員なのです、出ているのは。つまり、歳費が35万円とか、そのぐらいもらえて、それで生活ができると、議員だけで生活できると。だから20代でも議員になっているのだという人が大半なのです。

今年も新聞にも出ていましたけれども、九州のある県である町で、議員のなり手がいないということで、20代30代の若い議員になってくれる方については、私たちみたく60代を過ぎた方は20万円やそこそこなのかもしれませんが、20代30代の若い議員には30万円出そうというところがあるやにも新聞報道もされています。

ぜひ私は、この遠軽町の今後の検討課題として、議員定数の削減と同時に、やはり若い人たちに生活の心配をせずに議員活動ができるだけの歳費を与えて、堂々と議会議員に立候補してもらえるような、そういった生活給とはいいませんけれども、安定した報酬を与えて議会に出てきてもらえるような、そういうことの議論もぜひ今後お願いをしたいと思います。これも検討課題に加えていただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 杉本議会改革活性化特別委員長。

○17番（杉本信一君） ありがとうございます。

報酬の件に関しては、先ほども申し上げましたように、非常にデリケートな問題でもありますし、この4年間の任期の間に、次の議会議員の選挙の前までに何とか結論を出していきたいというふうに考えております。その中で、山田議員が今言われたようなことも当然もう既に意見として上がっておりまして、報酬がどうあるべきかと。本来であれば議員の数とも当然関わってくるのですけれども、この問題に関しては、委員会の中では定数以上に賛否両論ございます。もう少し時間をかけて、じっくりとお話しをさせていただきたいと。

《平成27年6月10日》

皆さんにお示しをしたように、特別委員会として七つの項目を上げさせていただいております。ペーパーレス化の問題、それからネット中継の問題、全ては町民の皆さんに議会を理解していただき、そして議員になる人材を少しでも発掘できれば、そのための議会としての発信ということに重きを置いて特別委員会の皆さんと一緒にやらせていただいているつもりなので、その点を御理解いただき、その部分も肝に銘じながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 4時58分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	岩田篤秀
署	名	議員
署	名	議員
		岩澤武征
		高橋義昭